

令和 5 年

## 第 4 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 5 年 9 月 1 1 日

閉会：令和 5 年 9 月 1 4 日

福岡県東峰村議会

## 令和5年 第4回東峰村議会定例会

招 集 年 月 日 令和5年9月11日開議  
招 集 の 場 所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和5年9月11日 9時30分  
議 長 伊藤 均  
閉会日時及び宣告 令和5年9月14日 11時45分  
議 長 伊藤 均

### 応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1 番	和 田 将 幸	○	2 番	樋 口 朗	○
3 番	佐々木 孝	○	4 番	高 倉 美紀恵	○
5 番	梶 原 伯 夫	○	6 番	高 橋 弘 展	○
7 番	大 蔵 久 徳	○	8 番	佐々木 紀 嘉	○
9 番	黒 川 隆 康	○	10 番	伊 藤 均	○

### 不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

### 出席議員

10名
-----

### 欠席議員

なし
----

地方自治法第 121 条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	眞 田 秀 樹	副 村 長	菅 義 範
教 育 長	縄 田 淳 一		
総務企画課長	城 辰 也	ふるさと推進課長	岩 橋 俊 典
農林建設課長	白 井 耕 平	災害対策室長	前 田 光 輝
住民福祉課長	樋 口 修 一	教育課長	國 松 直 美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	坂 本 浩 志		

村長提出議案の題目

承認第 7号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 8号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 26号	令和 5 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 5 号）について
議案第 27号	令和 5 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について
認定第 1号	令和 4 年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号	令和 4 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号	令和 4 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号	令和 4 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
報告第 3号	令和 4 年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について
議案第 28号	工事請負契約の締結について

議員提出議案の題目

請願第 1号	「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める請願書
請願第 2号	「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)

2番 樋口朗議員      3番 佐々木孝議員

# 第4回 東峰村議会定例会会議録

令和5年9月11日  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和5年 第4回東峰村議会定例会議事日程

令和5年9月11日開議

開会宣言

議事日程報告

- |        |         |                                       |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名                            |
| 日程第 2  |         | 会期の決定                                 |
| 日程第 3  |         | 議案上程報告                                |
| 日程第 4  |         | 村長のあいさつ及び提案理由の説明                      |
| 日程第 5  |         | 一般質問                                  |
| 日程第 6  | 承認第 7号  | 専決処分の承認を求めることについて                     |
| 日程第 7  | 承認第 8号  | 専決処分の承認を求めることについて                     |
| 日程第 8  | 議案第 26号 | 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について         |
| 日程第 9  | 議案第 27号 | 令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について |
| 日程第 10 | 認定第 1号  | 令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について             |
| 日程第 11 | 認定第 2号  | 令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第 12 | 認定第 3号  | 令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 13 | 認定第 4号  | 令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について      |

日程第 1 4 報告第 3 号 令和 4 年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

日程第 1 5 請願第 1 号 「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める請願書

日程第 1 6 請願第 2 号 「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和5年第4回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 2番 樋口朗議員、3番 佐々木孝議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、会議等議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和5年第4回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る9月1日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、承認が2件、令和5年度一般会計・特別会計の補正予算が2件、令和4年度決算認定が4件、報告が1件、請願2件が予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日11日から22日までの12日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告に従い6名の議員の一般質問を予定いたしております。</p> <p>決算認定については、決算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思います。なお、決算書の朗読は行っておりませんので、今回も省略することといたします。</p> <p>14日には、決算審査特別委員会の総括質疑、討論、採決及び本会議における質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日11日から22日までの12日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、9月11日から9月22日までの12日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p>

	(事務局長議案上程報告)
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 村長
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、令和5年第4回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につき、ご理解、ご尽力をいただき深く感謝を申し上げます。</p> <p>さて、7月10日午前2時過ぎから激しく降り始めた雨は、午前11時までの9時間で450mmの雨量を記録し、再び本村に甚大な被害をもたらしました。幸い人命にかかわる被害やけが人はありませんでしたが、家屋や農地等の被害を受けられた皆様に、改めてお見舞い申し上げます。</p> <p>平成29年7月九州北部豪雨からわずか6年で、線状降水帯の発生による被害が発生したことは、今後も同様の被害がいつ起きるか分からない状況になってきていると思っています。</p> <p>大肥川と宝珠山川は改良復旧を行い、29年豪雨に耐えうる改良を行いましたので、今回の豪雨で越水こそしませんでした。29年のときよりも河川の水かさ、流量は多かったという声をたくさん聞きますし、確かにそのとおりだと思っています。</p> <p>村では、緊急自然災害防止対策事業の確保を活用し、地域の谷川、小河川の防災対策を実施してまいりました。その効果はあったと思っておりますが、まだ未改良の箇所もたくさんあります。長雨で地盤の緩んだ山にあのような豪雨が降れば、山は持ちこたえることができないと、改めて感じたところです。</p> <p>29年災害は平日の午後からの豪雨、今回は深夜2時から豪雨となりました。深夜の避難は危険を伴うため、避難指示の発令は、安全確保最優先で情報を発信しました。皆様の適切な判断や安全確保の行動により、亡くなった方やけがをされた方がいなかったことは、これまでの防災訓練を継続してきた賜物だと思っております。</p> <p>発災後は3つの視点で対応を行いました。</p> <p>まず、暮らし。</p> <p>居宅に被害を受けた方への再建支援を行いました。ボランティアセンターの開設、災害ごみの受け入れ、罹災・被災証明の申請調査などを迅速に行ったところであります。</p> <p>現在は、被災者生活再建支援法の適用を受け、生活再建のための支援を行っています。</p> <p>第2は、仕事。</p> <p>29年に続き、今回も窯元をはじめ、事業者が甚大な被害を受けました。前回はグループ補助金の適用を要望していたのですが、叶わず、融資と義援金による支援しかできませんでした。自助努力により、ようやく再建した事業者が再び被害を受けた現状を、国・県、議員さん、それぞれに訴え、小規模事業者の再建のための補助を要望し、今回は県による再建支援補助の制度を創設することができました。被害を受けたすべての事業者が、この支援により再建できるよう、商工会とともに全力で支援を行っていくところでございます。</p> <p>第3は、自然。</p> <p>被害を受けた山や農地が一日も早く復旧できるように、国・県の機関による被害状況調査をお願いし、激甚災害の指定を受け、災害査定、復旧事業の着手を少しでも早くできるように準備を進めています。9月1日には、人事異動を行い、災害対策室長として今出席しておりますが、前田君に就任していただいております。</p>

役場内の災害対応の体制を整備するとともに、中長期の職員派遣を県・自治体に要請を行い、9月に県より2名、10月からは北九州市などの自治体からの派遣や任期付職員採用など、公共災害や農地・農業用施設災害に全力、全速で対応できる災害対策室の体制を作り、災害復旧にあたります。

もちろん発災直後から非難された方への支援や通れなくなった道路への応急復旧、学校・保育所の対応などは最優先に対応いたしました。

反省すべき点もありますが、災害対策本部として職員一丸となって努力してまいりましたし、今後も尽力してまいりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

先月8月28日からはBRTひこぼしラインが沿線や地域の夢を乗せて走り出しました。これだけ多くの報道機関が東峰村を取り上げてくれるのは、やはり専用道を走るという魅力があるからだと思います。

これに先立ち21日からは乗合タクシーが走り出しました。デジタル地域通貨も始まりました。9月4日にはほうしゅ楽舎が開業しました。今後BRTと西鉄、乗合タクシーが地域の宝物を繋ぐことにより、東峰村のファンを増やしていきたいと思っています。皆様もBRTに何度でも乗っていただきたいと望んでいるところであります。

本定例会には、専決処分の承認について2件、補正予算について2件、決算認定について4件、報告1件、合計9件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

承認第7号、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）の専決処分につきましては、令和5年7月7日からの大雨による災害救助及び災害復旧のため、予算の増額の必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容としては、一般会計について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,570万3千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ43億6,147万円とするものです。

歳出の主なものについては、光ケーブルの移設費に500万円、住宅応急修理・土砂等の撤去等に854万1千円、ボランティア事業等に501万8千円、災害見舞金に180万円、災害援護資金貸付金に500万円、災害廃棄物収集処理事業費に5,172万円、し尿中継槽土砂撤去費に50万円、家屋等解体撤去補助金に2,200万円、小規模治山事業・里山空間保全事業補助金に2,775万円、災害復旧総務費に898万円、公共土木施設災害復旧費に4,500万円、農地・農業用施設災害復旧費に4,400万円、林道施設災害復旧費に1,500万円、繰出金として、簡易水道事業特別会計に対し500万円など、すべて令和5年7月7日からの大雨による災害関係の予算となっています。

歳入としては、国・県補助金、基金繰入金、災害復旧事業債、災害対策事業債を計上しています。

承認第8号、令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）の専決処分につきましては、令和5年7月7日からの大雨による災害救助及び災害復旧のため予算の増額の必要性が生じましたが、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,596万円とするものです。

	<p>歳出の主なものとしては、各浄水場系統における災害復旧工事費に500万円を計上し、全額災害関係予算となっています。</p> <p>歳入としては、一般会計繰入金を計上しています。</p> <p>議案第26号、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれに6億7,394万2千円を追加し、歳入歳出総額を50億3,541万2千円とするものです。</p> <p>歳出では、一般管理費791万8千円、財産管理費325万円、企画振興対策費1,400万円、賦課徴収費231万6千円、国民健康保険基盤安定費20万3千円、障害者福祉費252万円、災害救助費254万4千円、再建支援費3,055万2千円、健康増進事業費132万円、農業振興対策費1,550万円、商工振興費265万7千円、商工施設管理費70万4千円、観光施設管理費1,174万8千円、美しい村づくり事業費138万円、道の駅管理費150万円、住宅建設事業費1,200万円、災害復旧総務費9,053万円、公共土木施設災害復旧費2億3,430万円、農地・農業用施設災害復旧費1億9,100万円、林道施設災害復旧費4,000万円、地域防災がけ崩れ対策事業800万円を計上しております。</p> <p>歳入では、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、村債をそれぞれ計上しており、基金繰入額は3億1,339万6千円の増額となっております。</p> <p>議案第27号、令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれに20万3千円を追加し、歳入歳出総額を3億1,972万2千円とするものです。</p> <p>歳出では、第三者行為求償事務委託料として20万3千円を計上しております。</p> <p>歳入は、一般会計繰入金を計上しています。</p> <p>認定第1号から第4号につきましては、令和4年度東峰村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算が整いましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものです。</p> <p>報告第3号、令和4年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告につきましては、地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より令和4年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第14までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議長	日程第6 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」の補足説明を、担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	議案の13ページをお開きください。 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。 令和5年9月11日提出、村長名でございます。

	<p>東峰村専決処分第7号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算を専決処分する。</p> <p>令和5年8月9日、村長名でございます。</p> <p>理由、令和5年7月7日からの大雨による災害救助及び災害復旧のため予算の増額の必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。</p> <p>続きまして、15ページをお開きください。</p> <p>令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算</p> <p>令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,570万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,147万円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>地方債の補正、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。</p> <p>令和5年8月9日専決、東峰村村長名でございます。</p> <p>続きまして、16ページでございます。</p> <p>第1表、歳入歳出補正の歳入の部分でございます。</p> <p>国庫支出金、3,186万円増の補正でございます。</p> <p>県支出金、県補助金816万3千円、繰入金、基金繰入金1億8,438万円でございます。</p> <p>村債2,130万円。</p> <p>合計、歳入合計2億4,570万3千円でございます。</p> <p>続きまして、17ページ、歳出の部分でございます。</p> <p>総務費539万4千円、民生費2,035万9千円、保健衛生費7,422万円、土木費2,775万円、災害復旧費1億1,298万円、諸支出金500万円。</p> <p>歳出合計2億4,570万3千円でございます。</p> <p>第2表、地方債の補正でございます。</p> <p>補正後の限度額につきましては、災害復旧事業債として7,840万ということで、内訳につきましては、下に記載しているとおりでございます。</p> <p>続きまして、21ページをお開きください。</p> <p>歳入の部分でございます。</p> <p>11款国庫支出金、保健衛生国庫支出金としまして3,186万円。県支出金、民生費県補助金としまして816万3千円。内訳につきましては、説明の欄に書いておるところでございます。</p> <p>繰入金、財政調整基金繰入金としまして1億2,946万5千円。災害対策基金繰入金としまして5,491万5千円。</p> <p>村債、災害復旧事業債としまして1,500万円、災害対策債としまして630万でございます。</p> <p>続きまして、22ページをお開きください。</p> <p>歳出、総務費でございます。</p> <p>一般管理費としまして39万4千円、光地域情報通信費としまして500万円。</p> <p>続きまして、民生費、災害救助費でございます。</p>
--	---

	<p>災害救助費としまして2,035万9千円でございます。内訳につきましては、それぞれ右に記載しておりますとおりでございます。</p> <p>4保健衛生費、環境衛生費でございます。7,422万円。内訳につきましては、説明の欄に記載しているとおりでございます。</p> <p>続きまして、23ページをお開きください。</p> <p>土木費、土木総務費2,775万円、これにつきましては、右の記載の小規模治山事業と里山空間保全事業でございます。</p> <p>続きまして、11款災害復旧費でございます。</p> <p>災害復旧総務費としまして898万円、公共土木施設災害復旧費としまして4,500万円、農地・農業用施設災害復旧費としまして4,400万円、林道施設災害復旧費としまして1,500万でございます。内訳は、右に記載しているとおりでございます。</p> <p>諸支出金、繰出金としまして500万円、これにつきましては、簡易水道特別会計への繰出金となっております。以上でございます。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」の、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>農林建設課長</p>
農林建設課長	<p>24ページをお開きください。</p> <p>承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>令和5年9月11日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>25ページをお開きください。</p> <p>東峰村専決第8号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算を専決処分する。</p> <p>令和5年8月9日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由、令和5年7月7日からの大雨による災害救助及び災害復旧のため予算の増額の必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。</p> <p>26ページをお願いします。</p> <p>令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）</p> <p>令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,596万円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年8月9日専決、東峰村長名でございます。</p> <p>27ページをお開きください。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入。</p> <p>5款繰入金金の1項の繰入金で、補正額としまして500万円を計上させていただいております。</p> <p>続きまして、28ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、1款総務費、1項総務管理費に補正額500万円を計上し、合計7,596万</p>

	<p>円としております。</p> <p>続きまして、31ページをお開きください。</p> <p>2歳入、5款繰入金、1項繰入金、1目、補正額としまして500万円を一般会計繰入金から繰り入れております。</p> <p>32ページをお開きください。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>1款総務費、1項総務管理費に、それぞれの浄水場の金額の補正を入れておりますが、2目小石原浄水場系統管理費補正額としまして100万円、4目鼓浄水場系統管理費に、補正額としまして100万円、それから7目千代丸浄水場系統管理費に200万円、8目竹浄水場系統管理費に100万円を工事請負費として計上させていただいております。以上になります。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第26号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について」の、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>33ページをお開きください。</p> <p>議案第26号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）」</p> <p>令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,394万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,541万2千円とする。</p> <p>歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>地方債の補正、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。</p> <p>令和5年9月11日提出、村長名でございます。</p> <p>34ページをご覧ください。</p> <p>歳入歳出予算補正、歳入。</p> <p>分担金及び負担金50万円、国庫支出金1億5,546万円、県支出金1億6,782万5千円、寄附金55万1千円、繰入金3億1,339万6千円、諸収入121万円、村債3,500万円。</p> <p>歳入合計6億7,394万2千円。</p> <p>35ページをお開きください。</p> <p>歳出、総務費2,748万4千円、民生費3,581万9千円、保健衛生費132万円、農林水産費1,550万円、商工費1,648万9千円、土木費1,350万円、災害復旧費5億6,383万円。</p> <p>歳出合計6億7,394万2千円でございます。</p> <p>続きまして36ページ、第2表、地方債の補正でございます。</p> <p>補正後、限度額1億1,340万円、中身につきましては、下に記載しているとおりでございます。</p> <p>続きまして、39ページをお開きください。</p> <p>歳入でございます。</p> <p>9款分担金及び負担金、農地・農業用施設災害復旧費分担金50万円、11款国庫支出金、民生費国庫負担金126万円、11款国庫支出金、災害復旧費国庫補助金1億5,420万円、県支出金、民生費県負担金63万円。</p>

	<p>県支出金としまして、総務費県補助金1,365万1千円、民生費県補助金254万4千円、農林水産費県補助金1,500万円、災害復旧費県補助金1億3,600万円。寄附金、寄附金55万1千円。</p> <p>繰入金、財政調整基金繰入金2億6,850万8千円、施設改修等基金繰入金325万円、災害対策基金繰入金1,163万8千円、義援金基金繰入金3,000万円。</p> <p>諸収入、雑収入121万円。</p> <p>村債、災害復旧事業債3,500万円。</p> <p>続きまして、歳出になります。</p> <p>これにつきましては、関係する各課より説明をさせていただきます。</p> <p>まず、総務企画課としまして、歳出、総務費、一般管理費でございます。</p> <p>給与費で164万8千円、これにつきましては、任期付の職員を1名ですね、6カ月分を考えております。</p> <p>職員手当、これにつきましては、災害派遣手当が主なものでございます。単価としまして、月3,970円の7カ月の4人を見ておるところでございます。</p> <p>続きまして、使用料及び賃借料でございます。これにつきましては、長期派遣職員の宿泊施設使用料として196万円計上しているものでございます。</p> <p>続きまして、5目財産管理費でございます。これにつきましては、小石原庁舎の浄化槽及び岩屋駅の多目的トイレ等ですね、設備の修繕料として325万円を計上させていただいております。</p> <p>続きまして、42ページでございます。</p> <p>3款4項2目の再建支援金でございます。これにつきましては、積立金としまして、令和5年6月までの義援金の基金の積み立て分としまして、55万2千円を計上させていただいております。以上でございます。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>住民福祉課分としまして、41ページをお願いいたします。</p> <p>2款総務費、2項徴税费、2目の賦課徴収費、22節の償還金利子及び割引料に231万6千円の補正でございます。</p> <p>続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、3目国民健康保険基盤安定費に補正額20万3千円、こちら27節の繰出金のほうに補正しております。</p> <p>その下、7目障害者福祉費、補正額250万2千円、19節扶助費のほうに補正させていただいております。</p> <p>42ページ、3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費、補正額254万4千円、こちら18節負担金補助及び交付金のほうに補正させていただいております。</p> <p>その下、2目再建支援費、補正額3,055万2千円、こちら18節の災害義援金としまして3,000万、それから、24節の積立金としまして55万2千円を補正させていただいております。</p> <p>その下、4節保健衛生費、1項保健衛生費、9目の健康増進事業費、補正額132万円、12節の委託料に補正させていただいております。以上でございます。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>ふるさと推進課の分といたしましては、41ページ、2款1項6目企画振興対策費。こちら日田彦基金の事業といたしまして、宝珠山駅的设计業務、それから、周辺の測量業務、こちらのほうを委託料として1,400万円計上しております。</p> <p>それから続きまして、42ページのほうになります。</p> <p>7款1項1目商工振興費、こちら地域通貨事業といたしまして、対象の事業者さん、こちらのほうに貸与いたしますスマホ等が不足しているというところで、新たに貸与用で購入というところで、合計で265万7千円の補正をするものでございます。台数は</p>

	<p>40台程度となります。</p> <p>それから、3目商工施設管理費、こちら需用費、伝産館の修繕料といたしまして、トイレのベビーシートやインターホン周り、それから、雨漏り等が発生しておりますので、そちらの修繕料というところで70万4千円。</p> <p>それから、7款2項3目観光施設管理費、こちら補正額として1,174万8千円、こちらはいぶき館、それから、つづみの里等の法面、それから、土砂流入の撤去費用、それとつづみの里のほうで直売所の解体費用、こちらのほうを合わせまして1,174万8千円を計上させていただいております。</p> <p>それから、6目美しい村づくり事業費、こちら作業員のほうがですね、設立当初から報償費のほうを見直し等がありませんでした。それで社会情勢等を鑑みまして、一定程度の見直し等を図りまして、報償費として118万円の補正、それと作業用の刈払機、こちらのほうを2台追加で購入したいと思っております。こちらのほうを20万円計上しているものでございます。以上です。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>42ページをお開きください。</p> <p>6款農林水産費、1項農業費、4目農業振興対策費、補正額としまして1,550万円を計上させていただいております。</p> <p>内容としましては、18節の負担金補助及び交付金において、災害発生に伴いまして、個人のポンプ購入費の補助として用水対策事業補助金50万円、それから、農業機械施設災害復旧支援事業としまして1,500万円を補正させていただくものです。</p> <p>続きまして、43ページをお開きください。</p> <p>8款土木費、2項道路橋梁費、5目道の駅管理費、補正額としまして150万円でございます。</p> <p>内容としましては、17節の備品購入費としまして、防災拠点に位置付けられております道の駅小石原にですね、さらなる地域防災体制の強化に資する防災備品の購入費としまして、150万円を補正するものでございます。</p> <p>続きまして、8款土木費、4項の住宅費、2目住宅建設事業費でございます。補正額としましては1,200万円。</p> <p>内容としましては、12節委託料として村営住宅建設に伴う調査・設計費としまして、1,200万円を補正するものでございます。以上になります。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>43ページをお願いします。</p> <p>11款災害復旧費、1目災害復旧総務費、補正額としまして9,053万円を計上しています。</p> <p>内容といたしましては、10節需用費として、災害発生に伴う消耗品として63万円、12節委託料として、災害発生に伴う技術支援業務委託費に990万円、流木処理委託料として3,000万円、14節工事請負費として、災害発生に伴う土砂処分費に5,000万円、計9,053万円を補正するものです。</p> <p>続きまして、11款災害復旧費、2目公共土木施設災害復旧費、補正額として2億3,430万円を計上しております。</p> <p>内容としましては、10節需用費として、災害発生に伴う消耗品として30万円、12節委託料として災害査定測量設計委託料として9,400万円、14節工事請負費として、災害復旧工事費1億4,000万円、計2億3,430万円を補正するものです。</p> <p>続きまして、3目農地・農業用施設災害復旧費、補正額として1億9,100万円を計上しております。</p>

	<p>内容としましては、12節委託料、災害発生に伴う災害査定の測量設計委託料として7,000万円、事務事業委託料として、農地・農業用施設災害復旧事業の高率補助を受けるため増高申請業務委託料として300万円、14節工事請負費として、災害復旧工事により1億1,500万円、18節負担金補助及び交付金として、災害発生に伴う用水対策経費補助金300万円、計1億9,100万円を補正するものです。</p> <p>続きまして、11款4目林道施設災害復旧費、補正額として4,000万円を計上しております。</p> <p>内容としましては、12節委託料として、災害発生に伴う災害査定の測量設計委託料として1,000万円、14節工事請負費として、災害復旧工事3,000万円、計4,000万円を補正するものです。</p> <p>続きまして、11款災害復旧費、6目地域防災がけ崩れ対策事業、補正額として800万円を計上させていただきます。</p> <p>内容としましては、12節委託料として、災害発生に伴う地がけ事業申請書類作成業務委託料として800万円を補正するものです。以上でございます。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第27号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について」の、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>44ページをお願いいたします。</p> <p>議案第27号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)」</p> <p>令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,972万2千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年9月11日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>45ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入。</p> <p>10款繰入金、1項他会計繰入金、補正額20万3千円、補正後歳入合計3億1,972万2千円。</p> <p>46ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正額20万3千円、歳出合計3億1,972万2千円でございます。</p> <p>続きまして、49ページをお願いいたします。</p> <p>2歳入、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額20万3千円。説明としましては、その他一般会計の繰入金でございます。</p> <p>50ページ、3歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額20万3千円。説明としましては、第三者行為の求償事務につきまして、20万3千円の補正をするものでございます。以上でございます。</p>
日程第10～ 日程第13	
議長	<p>日程第10 認定第1号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第11 認定第2号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認</p>

	<p>定について」</p> <p>日程第12 認定第3号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第13 認定第4号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、一括議題といたします。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>動議を提出いたします。</p> <p>認定第1号から認定第4号までの令和4年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審議することを望みます。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	今の高橋議員の動議に賛成いたします。
議長	<p>ただ今、高橋弘展議員より動議が提出されました。</p> <p>認定第1号から認定第4号までの令和4年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会を設置して、審議することを望むということでございます。</p> <p>この動議は、1人以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成される方は、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、令和4年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>動議を提出します。</p> <p>決算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦したいと思っております。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	今の高橋弘展議員の動議に賛成いたします。
議長	<p>ただ今、高橋弘展議員より、決算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦するとの動議が提出されました。</p> <p>この動議は、1人以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>黒川隆康議員を委員長に、大蔵久徳議員を副委員長に推薦することに賛成の方は、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、黒川隆康議員が決算審査特別委員会の委員長に、大蔵久徳議員が副委員長に選出されました。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 報告第3号「令和4年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」の、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>55ページをお開きください。</p> <p>報告第3号「令和4年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」</p> <p>地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと</p>

	<p>村より令和4年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項の規定により議会に提出する。</p> <p>令和5年9月11日提出、村長名でございます。</p> <p>決算報告書につきましては、ページ、56ページから66ページになっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	以上で、補足説明を終了します。
休 憩	
議 長	<p>10時40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時29分)</p>

再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。  (10時40分)
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問を行います。 一般質問は、6名の議員より提出されております。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁の時間を含め持ち時間は1時間以内となっております。 通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。 それでは、質問に入ります。 2番 樋口朗議員の質問を認めます。 2番 樋口朗議員
2 番	私は、今回、7月の豪雨災害関連を2件、村のホームページについて1件、質問します。 まず、国道211号大行司橋上流の宝珠山川災害復旧工事についてです。 7月10日の豪雨により、県営河川宝珠山川の大行司橋上流で、住宅兼店舗、住宅、倉庫の3棟が大変な床上浸水被害に遭いました。 河川の水位が6年前の九州北部豪雨のときよりはるかに高く、床上浸水の程度も甚大でした。水道メーターが大量の砂に埋まり、人の背丈ぐらい掘り出して、やっと見つけ出すことができました。付近の住民が誘い合って、何日も2つの建物から砂をかき出し、床や壁を洗い、水をかぶり重くなった畳を何度も抱え上げ、家具など他のごみと一緒に災害ごみ置き場に搬出しました。 このような水害の現状を直視したとき、九州北部豪雨の後に福岡県が実施した大行司橋上流の災害復旧工事、河川改修が十分だったのか、村長の考えを伺います。
議 長	村長
村 長	県営河川ということで、先ほど議員さん言われました大行司橋上流のところでございますが、平成29年九州北部豪雨災害を受け、全体的に改良復旧を要望したところでございます。 県より、平成29年の豪雨の水量を基準として、越流しない断面を確保しているという説明は受けておりますので、災害復旧工事の一定の効果はあったと考えてはおりますが、実際に今回の豪雨で、先ほど申されました部分、浸水被害があったことはですね、事実でございますので、やはり29年の基準で要望していた部分、また、今回河川の水量、はるかに多いという部分、確かに事実だと思っておりますので、今後の対策については、しっかり県のほうに協議、要望をしていきたいと思っております。
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	九州北部豪雨の後、大行司橋下流の下郷橋、猿喰橋、延田橋が架け換えられ、3つの橋の橋台が護岸法面の背後に整備され、今回の豪雨で大きな被害を免れました。同じような工法は、平成21年に竣工した小松橋にも採用されています。 つまり河川管理者の福岡県は、橋台を護岸法面の背後に整備することが、河川の流れをスムーズにし、水害を防ぐのに非常に有効であると判断していたからだと思います。 一方大行司橋は、2つの大きな橋台が護岸法面の前面にあり、河川の流れを悪くし、床上浸水被害の大きな原因になったと思います。大行司橋は昭和39年3月竣工ですから、既に59年間もあの状態です。 以上の事実から、大行司橋の橋台を護岸法面の背後に整備する架け換え工事の必要

	性について、村長の考えを伺います。
議長	村長
村長	先ほどの答弁の繰り返しではございませんが、実際にですね、該当の部分の水量、また、橋の影響、その辺りについては、しっかり県のほうと確認を取らせていただいて、先ほど言っていましたように、だいぶ経年というかですね、年も経っておりますので、国道211号についても県の管理の道路でございますので、併せて、やっぱり災害復旧にあたっての改良等の要望をですね、期成会や直接打ち合わせの中で、要望と協議をしていきたいというふうに思っております。
議長	2番 樋口朗議員
2番	私は、今回の水害で、大行司橋を下流の下郷橋、猿喰橋、延田橋と同じような工法で架け換えることが、村民の大切な財産を床上浸水被害から守るために必要であると考えます。 もし、これが実現せずに再び同じような水害が起きれば、人災ではないかと非難の声が上がることも考えられます。今後県、国に対して、どのように要望していくのか、村長の考えをお伺いします。
議長	村長
村長	河川の関係については、先ほど申しましたとおりでございます。 橋梁の部分については、道路の改良にあたってまいりますので、災害で影響があるという形ではございませんので、この橋についての経年劣化の部分、また、工事についても当然、迂回路とかいろんな課題はあると思います。 そういった部分も含めて、県のほうには要望という形、期成会のほうで、まだ大行司の橋梁については、これまで211号の期成会の中でも話が出たことというのは、確か、なかったと記憶しておりますので、防災の面も含めて要望という形で協議をさせていただきたいというふうには思っているところでございます。 その流量が、因果関係は、はっきり県のほうで流量検査をしてもらわなければいけないんですけど、最終的に大肥川と宝珠山川の合流地点、そちらのほうも十分なのかという検証もですね、併せて、橋梁も含めて、やっていかなければいけないというふうには感じているところでございます。以上です。
議長	2番 樋口朗議員
2番	九州北部豪雨の後、河川災害復旧工事で大行司橋上流右岸にパラペット、堤防を施工し、令和3年2月に完成していました。 施工前に地元関係者は、工事の説明に来た福岡県と施工業者に、「この高さでは豪雨のときパラペットの高さを越えますよ」と言っていたそうです。関係者の予想通り今回の豪雨で、水位は堤防の高さをはるかに越えました。 数十年に一度の豪雨は、数年に一度の頻度になりました。大行司橋の架け換えと併せて、上流の思い切った河川改修を急がないと、今回の悲劇は近いうちに再び発生するのではないのでしょうか。スピード感のある県、国への要望について、村長の考えを伺います。
議長	村長
村長	先ほども申し上げるところではございますが、県のほうもですね、しっかり現地のほうを確認していただいておりますので、今回の7月10日豪雨の被災状況について、村からも説明を行い要望し、再度災害防止、被災要因の除去の観点から、速やかな災害復旧工事や工法また対策の提示を行っていただいて、実施をしていただくように、県に対して強く要望していきたいと思っております。
議長	2番 樋口朗議員
2番	次に、とうほう百貨店・農産物直売所の再開支援について、質問します。

	<p>令和3年3月、つづみの里農産物直売所内に、民間の力でとうほう百貨店が開店しました。</p> <p>とうほう百貨店は、今までの農産物購入者に加えて、食料品・日用品を買い求める多くの村民に大変喜ばれていました。</p> <p>その功績により今年2月に福岡県知事から「ふくおか共助社会づくり表彰」を受賞しました。とうほう百貨店を開店し運営してきた事実を、村長はどのように評価しているか、伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>つづみの里の農産物直売所につきましては、鼓地区の地域の農産物等を販売する施設として産業センターまた農産物加工所とともに、昭和61年だったと思います。に開設されたものと伺っております。</p> <p>議員さん言われるとおり、地域の買い物弱者と言われる方たちから大変喜ばれているという話を伺っており、地域に根差した活動を行っていたことに対しまして、大変感謝を申し上げるところでございます。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>7月10日の豪雨で、とうほう百貨店が壊滅的な被害を受けました。天災とはいえ非常に残念で悲しい出来事です。</p> <p>しかし、関係者は力強く立ち上がり、8月20日に支援販売会を開催、商品がわずか半日で完売しました。このことは再開を強く望む村民の熱い思いや、なんとか力になりたいと思いを寄せる周辺市町村の方たちの善意の表れだと思えます。</p> <p>また、ありがたいことに支援販売会に共感した福岡の鰻専門店が、200人分のせいり蒸しを無料でふるまい、支援の輪の広がりを実感しました。村長も即売会場にいましたので、その様子を目の当たりにしたと思えます。</p> <p>とうほう百貨店を再開するには、資金も含め様々な困難が予想されます。村の絶大な支援が必要ではないでしょうか。村長の支援への覚悟を伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>とうほう百貨店につきましては、農産物直売所を含めて、についてはですね、地域の活性化を図る施設ということで、先日、開設2年というイベントを行っていただいたところでもございます。</p> <p>今回の倒壊にあたって、建物自体はですね、もう解体するしか仕方がない部分ではございますが、再開について、地域の運営組織がございまして。その方たちとですね、皆様の声を伺いながら、どのような支援を行うか考えているところでございます。</p> <p>関係者の皆様とはですね、話をさせていただいているところで、再開にあたっての思いも、当然村としてもですね、商店がだんだん減っていく中、重要な拠点スーパーとしての機能を持っていたらいいとか、どこに再建するとか、どういう形でするとか、そういった部分も含めて話をさせていただいているところでございます。</p> <p>施設については、当初は地域の方が建てたという話も伺っておりますが、現在村の施設でございますので、要望に基づいてですね、責任を持って建物の再建を進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>とうほう百貨店・農産物直売所は、人口減少で採算が取れなくなった村内の商店が次々と閉店する中で必要不可欠な施設です。その再建に村の浮沈がかかっていると思えます。</p> <p>とうほう百貨店・農産物直売所は、職員を雇用しています。人口減少が続く東峰村で、日々の売り上げを確保し、収益を出し、雇用を継続していくことは至難の業と思えます。生半可な村の支援では、再建し、運営を継続していくことは極めて厳しいの</p>

	<p>ではないでしょうか。</p> <p>建物や設備、備品などハード面の支援だけではなく、人的支援などソフト面の支援の必要性について、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>議員さん、ご提案いただきました。また、具体的な支援の内容については、相手方もいることですので、再建の協議を行う中で具体的に検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>やはりとうほう百貨店がなくなって、村民の方は大変困っています。</p> <p>これは、先ほどの大行司橋上流のことと同じで、やはり村もスピード感を持ってですね、関係者と協議をし、再開ができるだけ早くできますように、村長の格段のご努力をお願いしたいと思います。その件について、村長の考えをお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>スピード感というお話をいただきました。</p> <p>もちろん期間についてはですね、できるだけ速やかに方針を決め、動いていきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>また、併せて、やはり地元の商店というものがですね、現状、今ちょっとない中で、仮に仮設店舗等をどうするか、その辺も含めてですね、今お話をさせていただいているところでございますので、これについては、今後の協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>次に、村ホームページの充実・発展について、質問します。</p> <p>6月議会で広報誌の住民アンケートを要望したところ、8月号で実現しました。今後も継続し、「住民が主人公」を基本理念に、住民が読みたくなる、誇りになる、村に住み続けたい広報誌を目指していただきたいと思います。</p> <p>さて、今年3月に東峰村のホームページが改修されましたが、私にはまだなじみにくい内容です。見出しの項目を開いても説明が空欄のものがいくつかあります。カレンダーもほとんど記載されていません。チャットボットで簡単な質問をしましたが、まともな回答はありませんでした。</p> <p>同じころ、「すばらしい社会福祉協議会のホームページができましたよ」と同僚議員から聞き、閲覧したところ、本当にそのとおりでした。</p> <p>市町村のホームページに必要なものは、一に調べやすさと見やすさ、二に地域の特色、三にきれいさと言われています。</p> <p>2つのホームページを調べやすさで比較しました。調査対象は村の広報誌と社協だよりです。</p> <p>村のホームページは、トップページから見たい広報誌にたどり着くまで6回クリックが必要でした。一方社協だよりは、わずか2回のクリックでした。</p> <p>次に、見やすさ・きれいさを比較すると、村のホームページはほとんどが行政特有の事務文書です。色は白地を背景に黒く小さな文字、いわゆるモノクロの世界で少し冷たく感じます。</p> <p>一方社会福祉協議会のページは、柚子の色をテーマに、写真やイラスト、カラーを背景にしたところもあり、活字も大きく、文章の表現もやさしく感じます。そして、何より社会福祉協議会のホームページのすばらしいところは、トップページから調べたいページまで1回のクリックでたどり着けること、そして、そのたどり着いたページから、他に調べたいことがあるときは、そのページからわずか1回のクリックでたどり着けることです。非常にアクセスしやすいのでイライラしません。</p>

	<p>村のホームページは、同様に別のページを探すとき、一度途中まで戻る必要があり、4、5回クリックすることになります。</p> <p>村長は、改修した村のホームページをどのように評価しているのか、伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ホームページに先立ちまして、広報の話をさせていただきました。</p> <p>議員さんおっしゃるとおり、自治体広報にはですね、ホームページも合わせて、村民に正しい情報を伝える、また、村外の方に村の魅力を伝えるなどの重要な役割があるというふうに思っているところであります。</p> <p>アンケートについてのご提案をいただきまして、早速取りかからさせていただきましたところでございます。</p> <p>ただ、ふるさと推進課のほうには、1回ではなくてですね、もう広報誌にQRコードを入れればいつでもアンケートが取れるような形でできるんじゃないですか。確か、そういう形に一部やってたと思いますが、そういった形で、常に改善の努力はですね、させていただきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>ホームページの件でございますが、ホームページのリニューアルの概要については、以前のホームページがスマートフォン対応をしていないということで、スマートフォンからの画面が見にくいという問題もございましたので、スマホでも見やすいホームページでも見やすい、ちょっと見やすいというのをですね、第一に改修をさせていただいたところでございます。</p> <p>前の村のホームページが、一度にいろんな情報を詰め込みすぎて非常に見づらかったということがございますので、その点については、見やすく分かりやすいページになっていると、私としてはですね、評価しているところでございますが、先ほどもいろいろと議員さんのほうにご提案と申しますか、言っておきました。</p> <p>社会福祉協議会のページというのは、ちょっと申し訳ございませんが、私のほうも確認はしておりませんので、そういった部分を見ていく中で、目的のページにいかにか早く着くかという部分と、村のホームページがいろんな情報が同一のやり方でやっておりますので、やはりメリハリのある、情報を欲しい方がどういう情報を欲しいのかというところをですね、挙げた部分についてのホームページの改修等もですね、リニューアルしたばかりではございますが、いろいろと課題について検証、検討をですね、していかなければいけないというふうに思っているところでございます。</p> <p>特に、カレンダーとか情報が更新されてない、もうこれについては、行政の怠慢と言われても仕方がございませんので、これについては、しっかり情報更新するようにということで指示を出したところでございます。</p> <p>ご指摘いただきました点につきましては、業務改善、意識改革の中でしっかり取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>本当に広報誌のアンケートはですね、非常に良かったと思っております。</p> <p>ただ、村長、今申しましたように、QRコードでできることは私も知っています。</p> <p>けど、高齢化率50%に近い東峰村で、それができるお年寄りほとんどいないのではないかと思うし、今回私もQRコードは使いませんでした。</p> <p>私自身も議会だよりで毎回アンケートをしています、すべて紙媒体、いわゆるアナログだよりです。それがやはり高齢者から若い人まで、すべてに平等な情報収集の手段ではないかと思っています。</p> <p>そういったことですので、やはり村の広報誌もですね、今回を契機に、再度QRコードではなくて、QRコードも含めてですね、紙媒体もお願いしたいと思っておりますけども、村長の考えをお伺いします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>QRコードに限るという話をしたわけではございません。</p> <p>今回のアンケートについても、ちょっと別紙という形で出されていまして、もう広報誌の1ページを切り抜くか、もうはがきサイズで送れるようなですね、ちょっと形でもできるんじゃないかという提案はしておりますので、そういった部分については、また課のほうでですね、検討させたいというふうに思っています。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>今回初めてだったから仕方のない面もありますが、せっかくA4の紙1枚出していますので、回答される方が裏表両面使えるように、これから配慮をお願いしたいというふうに思っています。</p> <p>それでは、ホームページについての質問に続きたいと思います。</p> <p>令和4年度主要施策の成果にホームページの改修経費が537万9千円と記載されています。相当な経費です。その価格に見合う改修であったか、検証する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>私は、ホームページのかんりのページをプリントアウトして、改善していただきたいところをたくさん発見しましたが、多くは次回の質問に回します。</p> <p>しかし、既に公開されて6カ月が経っていますので、早急に改善が必要な1つの項目を指摘させていただきます。</p> <p>それは、入札適正化法で市町村に義務付けられている入札情報です。</p> <p>現在の入札情報は、非常に不十分な内容だと思います。年度別に分けてもいませんし、平成29年度と令和3年度の事業が主で、金額の記入がないものがほとんどです。入札情報の体をなしていないと思います。</p> <p>旧小石原小学校校舎の改修関係では、2つの関連工事は掲載されていますが、本体工事は掲載されていません。平成29年度のゲストハウス拠点整備事業に金額や落札業者の記入がありません。棚田景観保全事業も、さまざまな業務委託事業は全く掲載されていません。入札情報は法律で公開が義務化されていますので、早急な対応が必要です。</p> <p>このようにホームページのさまざまな課題を解決するため、役場職員全員に閲覧を依頼、職員が自分事としてホームページを調査、改善箇所を相互に指摘し、他の市町村のホームページにも学び、先ほどの調べやすさ、見やすさ、地域の特色、きれいさをより向上していくように普段の改善を重ねていけば、住民が見たくなる、誇りを持つ、そして、利用しやすいホームページに充実・発展していくことが可能だと思いますが、村長の考えを伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ホームページの、先ほどご指摘いただいた部分につきましては、すみません、ここは言い訳してもどうしようもございません。</p> <p>内容については確かに、落ち度がある部分についての確認不足という部分があったと思いますので、それについてはしっかり、今回リニューアルにあたって各課にですね、しっかりページを見てもらって、したところではございますが、やはり確認のときには、アナログになるかもしれませんが、紙で打ち出して確認するという手間はですね、必要なのかなと、ちょっと改めて思ったところでございます。</p> <p>入札については、当然法律で250万でしたっけ、金額以上については公開しなければいけないという部分でございます。</p> <p>自分も村長になりまして、情報戦略、情報の発信が一番重要という形を言っておきながらですね、このような部分になっていることについては、大変申し訳ない、反省しておるところでございますので、しっかりこれについても、ちょうどリニューアル</p>

	から半年経っておりますので、再度各課の確認とですね、本来であれば情報担当1人置いて、こういった部分も見るといった形を取りたかったんですけど、なかなか災害のほうでようやくと思ったら、また災害があったということで、これは言い訳になりません。しっかりこういった部分に体制を作って、やっていきたいというふうにおっしゃるところでございます。以上です。
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>ホームページは、世界中から閲覧することができます。</p> <p>そのためには、内容をより魅力的にすることで、村のファンづくり、ふるさと納税や義援金のお願い、観光・交流の振興、移住促進などに効果を上げることが可能だと思います。</p> <p>そのためにはお客様に説明するときのように、分かりやすく丁寧な文章と親しまれるイラストや写真を活用することが大切だと思います。</p> <p>村長は、移住者が多く人口が増え続けている北海道東川町を昨年8月に視察しています。東川町のホームページは、移住・定住政策を推進する内容になっていますので、ぜひ、参考にしてほしいと思います。</p> <p>現在のホームページをより魅力的にし、村の政策課題を後押しするものにするために、さらに知恵を絞り、内容を再構成することについて、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>ホームページにつきましては、先ほども申しましたとおり、前のホームページが非常に見づらかったということで、見やすさをですね、重視して改善したところではございますが、さまざまなご意見をいただきました。ご指摘もいただきました。</p> <p>こういった部分を踏まえて、いろんなホームページについてもですね、アンケートのページがないというのも1つございました。</p> <p>自分はあると思ってて申し訳なかったんですけど、実際聞いたら、アンケートのページって探していかないとないという部分がありました。よそで言えば、ページを見た後に、一番下にですね、ありました。そういった部分で、もうそれ載せるの難しくないで早く載せなさいという話をしています。</p> <p>そういった形でさまざまな、だったら見やすいとかこういう情報が欲しいとかですね、ご意見もいただけるとおっしゃいますので、こういった部分についてもですね、しっかり今後改善を図っていきたいというふうにおっしゃっているところでございます。ありがとうございます。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>ありがとうございます。</p> <p>社協のページのところで言いましたが、やはり私たちがホームページを見るときには、限られた時間内で見ますので、やはり何回のクリックで目的地のページにたどり着くか、その回数は非常にやっぱりイライラするのか、すぐ来たけん良かったなという、今後この村のホームページを何度も村内の方、あるいは市町村以外の方、他の町村の方に見てもらわなくては作った意味がありませんので、そういった見やすさも大切です。そして、スマホで見れることになったことは大変良かったと思いますが、やはり何回クリックして、その目的の場所にたどり着くか、そこもやはり十分改善していただきたいと思いますが、最後の質問ですが、村長の考えをお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ホームページについては言われたとおりですね、例えば、広報誌を探しに行くにしても、広報のときに、もう何年しか出てこないというのがありますので、本来であれば直近の何号かは、もう写真をクリックしたらすぐ見れるとかですね、そういう見や</p>

	すさの配慮というのはほんと必要だというふうに思っておりますので、この部分についても併せて、しっかり改善をさせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。
議長	2番 樋口朗議員
2番	以上で、私の質問を終わります。お疲れ様でした。
休憩	
議長	11時25分まで休憩します。  (11時18分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。  (11時25分)
議長	6番 高橋弘展議員の質問を認めます。 6番 高橋弘展議員
6番	<p>私は、令和5年7月豪雨について、質問をしてみたいと思います。</p> <p>先ほど村長のあいさつのほうにもありましたけれども、「暮らし・仕事・自然」、この3つ大きな形で示されましたけれども、この3本柱について、しっかりと村もスピーディーにですね、速やかに進めていっていただきたいなと思うところで、暮らしについてのところは、特に国等の決められた補助であったり義援金等々ですね、進めていくべきところがあると思いますので、ぜひとも被災された方々がいち早くですね、生活を再建できるように努めていただきたいなと思います。</p> <p>私の質問については、暮らしの部分は、村の今の部分を進めていただくとして、仕事と自然という部分に関してですね、ちょっと気になるところ、これからどう進んでいくのかという部分に関して、お尋ねしていきたいと思います。</p> <p>6年前の平成29年九州北部豪雨災害、あるいは近年新型コロナウイルス感染症に伴って商工業者ですね、によっては、度重ねて災害、その感染症によって融資等を受けられてきているということを聞いております。そして、また今回、このように大きな災害が発生をしてしまいました。</p> <p>県では、先ほど村長も申し上げたとおり、復旧に向けた商工業者への補助金というのが、今回初めてに近い形でしょうか、作られたのは本当に明るい兆しだと思うんですけども、村としても、東峰村小規模企業振興基本条例というのが災害後に条例化されております。その基本理念にも伝統産業の継承、地域産業の継続的な発展というふうな基本理念が掲げられているんですけども、村としては、商工業者に対してどのような支援策を考えているのか。</p> <p>その下までもう例を書いてあるので、ちょっと例の部分を読み上げさせていただいて質問させていただきたいんですけども。</p> <p>例えば、今回、県の復旧支援の補助金、名称が中小企業事業再建支援補助金というのが立てられたかと思えます。</p> <p>その中で補助条件が1億円、補助率が中小企業であれば2分の1、小規模事業者であれば3分の2以内ということで、非常に大きな補助メニューではあるんですけども、例えば、やはりなかなかこの小規模事業者、零細企業というのが多い本村においては、県の復旧支援補助金の補助率のかさ増しであったり、あるいは窯元さん、商工業者さんによってはいち早くクラウドファンディングをして、その資金の確保ということを考えているところもあったりという中で、例えば、クラウドファンディングの事務・決済手数料の補填、さらにふるさと納税、本村も毎年3億から4億近く納税をいただいているところではありますが、そのプロジェクト化ですね、これもクラウドファンディング化と言ったらいいでしょう。</p>

	<p>そういった形で、村独自で補助制度、支援制度を作ることによって、特に申し上げたいのが、やはり大変なのは、もちろん補助金を活用すれば、本当にありがたい補助金、今回できておりますけれども、最初に申し上げたとおり、度重ねて融資を受けられているということも、ぜひ加味したうえで、やはりその資金を獲得する、再建するための資金を獲得するために、村の独自の支援ができないかということで、ご質問させていただきます。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>先ほど議員さん申されたとおり、自分のあいさつの中にもございましたが、県のほうから小規模事業所の再建支援の補助という形で9月補正、まだ計上されたばかりでございますが、で対応されることがですね、示されているところでございます。</p> <p>あいさつにもありましたけど、29年災害のときにですね、補助等の要望をした中でもなかなか実現ができなかった。その中で、村としてできることということで、義援金の中から被災を受けた事業所に対して、再建の概ね10%をですね、支援という形で義援金をお支払いしたという、過去の経緯はあるところでございます。</p> <p>今回の部分について、うちとしては、本当は令和2年の災害のときになりわい再建支援金というのがございました。この制度が、昔の熊本地震等におけるグループ補助金に対して個人事業所も対象になるということで、この事業の国の働きかけをお願いしたいということで、議員さん、知事なりに言っていたところでございました。</p> <p>ちょっとそれで、なりわいについては、直接なんですけど、ちょっと難しいという話、ただ県のほうでしっかり考えるからという返事をいただいて、この小規模事業所の再建支援金がなされたもの、うちだけじゃないですけど、いろんなところが被災を受けておりますので、創設していただいたということは、非常に、特に伝統工芸を持つ東峰村、非常に小規模なところが多いので、助かる制度だというふうに思っております。</p> <p>ご意見いただいた分でございますが、まずは、この福岡県の小規模事業所の再建補助の関係、ちょっとまだ要綱等が示されておられませんので、この要綱に基づいて、ちょっと聞くところによると、コロナウイルスの持続化補助金並みの書類を作らなければいけないという話もちょっと耳にはさんでおりますので、やっぱりこういった部分、確実に希望する事業者がですね、申請ができるような支援体制、コロナの申請については商工会にお手伝いしていただきましたので、そういった形でですね、連携して取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>補助金のかさ上げというよりは、そういった部分のしっかりした申請のお手伝いと、まだこの要綱が示されておられませんので、要綱に該当しなかった、例えば金額とかですね、そういった部分について、どういう形で支援を行うか、これは、ちょっとまだ要綱を見てから商工会、団体等と話をしながらですね、検討させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>いくつかいただきました。クラウドファンディングについては、今、手数料がゼロのクラウドファンディング、今、東峰村で1社クラウドファンディングされていますが、あそこは手数料がゼロというふうに伺っております。そういったところのですね、活用を、今、陶器組合さん等と何か、自分たちも応援と言ってもページを作るノウハウはございませんので、ページについては、すべて自分たちで作っているということで、作ってくれるというわけではございませんでしたので、そういった部分でどうかお手伝いというか、支援ができないかなというのは考えているところですが、ちょっと実現のハードルがですね、ちょっと高いかなというふうに、今の自分の実感としてはですね、思っているところであります。</p> <p>ふるさと納税については、村も災害のページという形で、いろんなポータルサイト</p>

	<p>に出させていただきます、納税額については災害支援という形で、いろんなポータルサイト合わせて、現在300万ぐらいは寄附を頂いているところでございます。</p> <p>特定目的型、ガバメントクラウドファンディング的なもの、特設ページを作るところまでには行っておりませんが、ちょっとその検討もですね、今、課のほうです、検討させていただいているところでございます。</p> <p>そういった部分を今やっておりますので、そういった部分とですね、特に商工会と連携が必要になってまいります。商工会と今やっている部分については、セーフティネットの保証4号の補助とかですね、増強、そういった融資の部分についても、併せていろんな形で協議をしながら、支援策については、やっていきたいというふうには思っているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>県の中小企業事業再建支援補助金についての考え方については、理解をさせていただきました。</p> <p>ただ、根本にちょっと言わせていただいている、やはり度重なる融資を受けてきているという部分を、加味をされているのかなというのが1つあります。</p> <p>もちろん今回の災害は今回の災害として考えていかないといけない部分はもちろんあるかと思うんですけども、やはり資金繰りであったり、そういったところで、更なる融資を受けなければならないという状況で、やっぱりこの不可抗力による災害で、それに対して支出をしなければならないことが起きている。2軒の窯元さんにおいてはもう、今、現時点でも要は、事業ができていないという状況を加味すると、やはりなかなか厳しい状況があるのかなと、その資金を捻出するにあたっては。</p> <p>というところを考えると、やっぱり県の補助金自体も、ありがたくも小規模事業者であれば3分の2補助がありますけれども、やっぱり3分の1は不可抗力にあった災害であっても負担をしなければならないという、非常に厳しい世界ではあります。</p> <p>そういったところで、村長が先ほど言われた6年前、平成29年の際は義援金のほうから10%分というのがあるのであれば、やはり今回も村から何かしらか、その補助をできる制度というのがあるのもいいんじゃないかなと思います。</p> <p>もちろん前はそういう県の制度がなかったという前提はあるんですけども、やはり村から、あのときはあって、じゃあ今回はないですよと言うと、じゃあ村は、先ほども言った、条例があるにもかかわらず何をしてくれるんでしょうか、という部分にも捉われるのかなと思います。</p> <p>もう一度ちょっとこの県の補助金に対しての部分について、村長の見解をお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>こういった部分について、何らかの手立て、手当てはですね、させていただきたいという思いはあるんですが、先ほどの県の補助金、これも非常に大きなことでございますので、これを第一に考えるというのはご理解いただいたかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>今回、義援金配分委員会というのを開催させていただきました。そのときの内部の事情といたしましては、これまで6年前の部分、ちょっと話はさせていただいたんですけど、これについては、県の3分の2、小規模事業所の支援金がありますので、これに、本当にもう対象とさせていただくための努力、これを第一に考えたいということで、ちょっと義援金のほうも、これから一旦ちょっと外させていただいている経緯はございますので、これは、まだ義援金については、あくまで29年の義援金の残りを基金として積み立てさせていただいたというのがございます。</p>

	<p>今年の災害における義援金については、まだ村のほうにはいくばくか寄附を頂いておりますが、まだ県等を通じての義援金の配分が分かっておりませんので、その辺り、29年のときも最終的には第6次まで行って、商工業関係ですね、4次で配分が決まったかなというふうに思っております。こういったところをですね、さまざまな現場、商工会、組合等のご意見を伺ってですね、村としてはしっかり態勢ができればというふうに思っているところです。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>本当に義援金については、僕もやはり商工事業者が一番かということ、やはり生活の再建ということで、住宅等と被災された方というのは、もちろん優先になるというのは理解しております。</p> <p>今回の補正予算の中でも、今回要は、義援金というか、村に来ている義援金が50万程度ぐらいだったでしょうか、というなかなか厳しい現状も分かってきてはおりますので、その辺で義援金という部分を基にと言ったら非常に難しいかと思えます。</p> <p>ただ、ふるさと納税等ですね、やはりこの東峰村に対しての応援という部分は、まだまだ呼びかけ方によってはどんどんあると思えますので、やっぱりそういった財源をですね、しっかりとこの地域の産業、特に伝統産業という部分に対して充てれるような村の施策というのが必要になってくるのではないかなと思っております。</p> <p>6年前にもう100年に一度、50年に一度と言われてた災害が、もうたったの6年で来てしまっているの、やはり事業をされる方々が、じゃあ、県の補助金、今回ありましたけど、じゃあ、次回はあるのかって、もう規模が大きすぎて要望できないですけど、やはり村は、こういう災害があっても、しっかりとこういう事業を再建するためにサポートできる仕組みがありますよというのが、大きな事業を継続していくための形だと思うんですね。</p> <p>なので、もちろん県の補助金は使っていただく、それについてサポートしていくというのはもちろんあるんですけども、村としても、こういう災害が起きてサポートできる仕組みというのを、ぜひ作っていただきたいと思いますが、村長の所見をお伺いいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>今、事業所の被害、再建、そういった部分の視点ではございますが、1つ村として公的に考えているのは、専決の中にもございましたが、小規模治山事業の拡充というものがございます。</p> <p>これについては、これまで壊れたものをどうするかという部分ではなくて、土砂や水の流入ですね、これをどう防ぐかという部分で土留擁壁を、家の中に水が入らないようにする。これについての事業をですね、もっと使ってほしいということで予算を計上させていただいていたところでございます。</p> <p>そういったところで、根本的な原因、もうちょっとここに壁があれば水が入って来なかったのという部分についてですね、しっかりやらせていただきたいというのは、1つあるところでございます。</p> <p>あと支援について、これが非常に悩ましいところではございますが、支援を先というか、こういった部分について、どういう形で災害については多種多様、そのときの災害でいろいろと形がございまして、これに一律の援助策というか、支援策を示すのはなかなか難しいなというところはございますので、これについては、その都度と申しますか、そのときに対応をさせていただきたいなというのは思っているところでございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	令和2年になりわい再建支援金でしょうか、そういった話もあつたり、熊本地震の

	<p>ときはグループ補助みたいな部分もあったというところはあったんですけど、自治体レベルからすると、小規模事業者にとっては使いにくいものというのが、国・県の補助金というのが今まであったかと思います。</p> <p>その中で、今回県はすごい英断を下されたんですけども、そうでもない、令和3年、4年、5年で被災をされている他の市町村を調べてみると、もう市町村独自でそういう支援金を作られているんですよ。</p> <p>なぜ作られるかという、よりスピーディーに再建するためにできることと言ったら、市町村で回すことが一番早いわけなんですよ。</p> <p>先ほど村長言われたように、じゃあ、これが結構国の補助金並みに申請に手間がかかりますということだったら、もうそれだけで心が折られてしまうので、もちろん商工会の方がお手伝いいただけるとしても、村がそういうコロナのときも補助金作られましたけれども、そういうふうなスピーディーに、かつ効率的に出すものができれば、大きく変わってくるかと思います。</p> <p>何回聞いても、なかなか村長のお考えは同じようなので、こういうことを一応お伝えしておきますが、やはりコロナのときできて、災害のときできない、それは財源があるか、ないか。もちろんあるけれども、そういうふるさと納税みたいに応援してもらえるお金があるなら、そういうことができるんじゃないかということ、少し意見的な形で申し上げさせていただいて、その横並びになっているクラウドファンディングについて、もう少しお尋ねしたいと思います。</p> <p>手数料が0%の、もちろんクラウドファンディングあります。いろいろあるかと思います。なかなか大手の部分で0%にしてくれるというのが、できないという話は聞いておりますので、6年前の災害のときでも、最後のカード決済手数料だけは下さいみたいな部分もあったりしました。おそらく0%はまた別のところだとは思いますが。</p> <p>クラウドファンディングでやっぱり何が重要かという、やっぱりサイトの人口です、であったり、その進めていき方というのはあるかと思います。やっぱり大手は大手なりの強みがあると思うので、いろいろその辺は商工会さんのほうでもサポートできる仕組みもあるかと思うので、ぜひ、そういった部分をうまくやっていただきたいんですけど、ここでやっぱり重要なのが、村がどうやってそれを広報するかというのが一番大事だと思います。</p> <p>クラウドファンディングについて、そういうふうな村から広報の支援、要はアピールですね、PRをする思いは、村長あるんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>思いは十分あるところでございますが、ちょっと今具体的に、今1社の方がされております。どういう形でPRの支援、ホームページに載せる、また、村が発信しているSNSに乗っけるというところはちょっと思いつくんですけど、その辺りもまだ事実できてない部分もございます。そういったところについては、早速取りかかりたいというふうに思っております。</p> <p>他に、そういう部分でアイデア等がございましたら、ぜひ、後でも教えていただきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>やはりどう広報していくかで、東峰村自体が6年前被災をして、また今回被災をしているという部分でのメディアの注目度であったり、今、幸いにもJR九州さんの日田彦山線BRTによる、やはり東峰村の取り組みの関心度であったり、そういったメディアの注目度というのは、非常に高い部分を維持しているということであれば、マスメディアの打ち方であったりでもプレスリリースを村からうまく、こういうふうな</p>

	<p>村内で取り組みをしていますというのが、村という公的機関が出すことで、全然説得力が変わってきます。</p> <p>そういったあり方であったり、先ほど言ったクラウドファンディングのサイトの掲載順位であったりする部分も、ある程度のお金という部分があれば上に出せたり、そこはもう村との、事業者との交渉力になってくるので、そういった部分も積極的にすれば、少ない資金投資で大きな効果を得られる可能性があります。</p> <p>もちろんそれは事業者ごとに公平性というのは保たれなければいけないですけども、そういった部分でぜひ、知恵を絞っていただきたいなと思います。</p> <p>ふるさと納税についても、ぜひ、そのプロジェクト化というのを進めて、これが東峰村の新しい災害の復旧のあり方だというのを、ぜひ、商工事業者や村外の方にも示していただきたいなというのが思いとしてありますので、ぜひ、その辺についてお取り組みいただきたいですが、よろしく願いいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>クラウドファンディングの件については、先ほども議員さんも申されましたが、やはり公平性という部分がどうしても引っかかるところでございますので、一度組合のほうにもですね、窯元で言えばまとまることができるのであれば、村としてもですね、取りかかれるという話をしていたんですけど、ちょっとそこら、相手方のほうの動きがにぶうございましたので、その件についても、ちょっと一度しっかり話をさせていただいて、そしたらここも出してますという形では出るんですけど、今ちょっと個人事業者1社だけですので、村がなかなか出しにくいという実情がございますので、これについては、公平性、公益性の観点もちょっと踏まえた上で、対応をですね、しっかり、もう2カ月経っておりますので、情動的にですね、早く出すべきものであったとは思っておりますので、ちょっとあんまり時間をかけずに何らかの対応をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>ふるさと納税については、今ちょっと、どういう形でできるかというのをポータルサイトのほうとですね、担当と話しているということでございましたので、これについても進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>なかなか被災されている方はどう動けばいいか、やっぱり模索というか、もうなかなか前が見えない中されていると思いますので、生活再建のときもそうなんですけれども、やっぱり寄り添って、どうしていきたいかということと一緒に考えていける体制を、ぜひ、作っていただきたいと思います。</p> <p>次の質問にまいります、</p> <p>今回の災害では、空き家のほうも結構軒数、被害が出ていると聞いております。</p> <p>この空き家で、適切に土砂出しであったり乾燥等をされている空き家もありますけれども、もうお手上げという形ですね、処置ができてないという部分も少し聞いたりいたします。</p> <p>そういった空き家に関して、今後老朽空き家、危険空き家になる可能性が非常に高くなるのかなと思います。その中で、やはり役場から適切な指導であったり、あるいは空き家バンクの制度をうまく活用して、いち早く処置をしていくべきところかなと思います。</p> <p>対策等はどのように行うのか、どのように考えられているのか、お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>現在、被災証明という形で申請が出されている空き家については、6軒あるというふうに報告を受けております。</p>

	<p>この被災を受けたところ、ちょっと調査というか、見た目で半壊以上という条件はあるんですけど、その条件はありますが、対象であれば、解体撤去費の2分の1の補助を行うという形で、今、要綱をですね、定めて、これは29年と同様でございます。しております。</p> <p>これについては、住民福祉課のほうが担当しておりますので、対象については、そういうご案内等もですね、被災証明の中に入れておりますので、またそういったご案内を発送するという形で準備をしているというところでございます。</p> <p>老朽危険空き家という分類、被災を受けてない建物についての危険度という話については、今、特定空き家の認定のプロセス、これを今、総務企画課のほうで体制を整えているところでございますが、これも特定空き家まで見た目でもいかないところ、これについて、空き家バンクのほうにシフトというか、させていく、これを、これまでは受身の形でやっておりました。これは、やっぱりずっと議員さんご質問いただいた部分で、やっぱり村が全面に出ないと、なかなか空き家のバンクもですね、進まない、登録の件数がない、登録の件数がないと、やっぱり見る人も少なくなってくるということがございますので、やはり空き家について、もっと村がどういうふうにかかわれるか、もっと村が仲介人になってもいいんじゃないかという話も、ちょっとしてはいます。法律上の問題とかありますが、こういった部分はあると思っておりますが、こういった部分で少し前進できないかというふうに考えているところです。</p> <p>1つ空き家バンクについてはレットゾーン、特別警戒区域については対象としていないというところがございますので、この分についてもご承知いただきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>被災証明の申請が6件ということなんですけれども、この6件だけであれば非常に把握ができるのかなと思うんですけれども、やっぱり問題は6件以外にあった場合ということで、この6件の方々やはり定期的にこの空き家に対してお世話というか、管理をされているの方々である可能性は非常に高いんですけれども、やっぱりたまに来て、ああって言ったときにはもう、なんでしょね、家の中カビだらけになってたり虫が湧いてましたというところでは、やっぱり非常に周り近所にも影響を及ぼしてしまう可能性があるかと。</p> <p>先ほど村長もやっぱり受け身では駄目と。プッシュ型で打ち出していけないといけないというのであれば、大体の今回被災ゾーンというのは分かって、結構限られているところではあると思うので、やっぱりそういうところのエリアに関して集中的にローラーというか、1件1件潰して行って、被害の有無というのを確認していくべきかなと思います。</p> <p>もちろんそれをするのは所有者の義務ではあると思うんですけれども、そこまで思いをもって所有してないからこそ、そういう老朽空き家ができてしまうわけなので、ぜひ、その辺の把握をいち早くしておくことで、後々また管理がしやすかったり、その所有者への打ち出し方がしやすいと思います。ぜひ、そういう早めの動きをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>調査についてはですね、ちょっと中に入るには持ち主の許可が要するという、これは法律上の部分もでございます。特定空き家に認定するにあたって、許可を受けたうえで中を見なければいけない。外観とかですね、周囲に影響を及ぼす。この辺りの観点からは言えると思います。</p> <p>実際に現地を見る中で、周りの状況からたぶん土砂が入っているであろうとか、そういった部分についてはですね、想定される部分については、ちょっとすみません。所</p>

	<p>管課がですね、総務企画課とですね、ふるさと推進課、空き家対策が総務企画課で空き家活用がふるさと推進課という、ちょっといびつな部分になっておりますので、しっかり対策のほうなんで総務企画課かなとは思いますが、こういった分についても、ちょっと今、人員の関係もございますけど、しっかり取りかからせていただきたいなと思っています。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>次の質問にまいります。</p> <p>流末処理について、お尋ねしてまいりたいと思います。</p> <p>6年前の災害からですね、砂防ダムであったり治山ダム含め、いろんな溪流等の改良工事も含め行われてきた経緯があると思います。</p> <p>村長のごあいさつの中でも小河川については、いろいろ改良できるところは改良してきたというご説明もあったかと思えます。</p> <p>そこで、要は、箇所箇所砂防ダムできましたと。そこまでは立派なものできているんですけども、その後の、要は、川まで流れる部分というのは、やはりなかなか整備ができてないのかなという部分があります。</p> <p>やはり今回の災害の部分を見てましても、立派な砂防ができてただけでも、やっぱりその先で、その直後で詰まってしまって、例えば、国道の暗渠を通る前に詰まってしまったんで、全部国道に溢れて出てしまった。村道に溢れて出てしまった。そういった部分が、6年前と結構同じ場所でそういう部分が見られてきています。</p> <p>やはりそういう流末処理という部分をしっかりしておかないと、何回でも同じことが起きるとい部分、ぜひ、認識されているとは思いますが、そういったところに対して早急な調査であったり改良工事を行うべきと思うんですけども、村の対応をお尋ねいたします。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>議員おっしゃられたように、確かに砂防また治山の施設等ができてですね、その後のところで、今回の7月の豪雨では、やはり被災をしているようなところも見受けられているところではあります。</p> <p>実際、6年前からの災害を受けてですね、流末の整備ですとか復旧管理、村のほうとしましても、適宜実施しているところではあります。</p> <p>ただ、そのようなこともしながらもですね、今回の災害においてはですね、民家等への被害が出ているという事実もございますのでですね、その部分についてはですね、しっかりと村もやっていかないといけないとは思っておりますが、6年前に治山とか砂防の施設ができて、実際、今回の7月の豪雨については、その29年災の同等までとは言いませんけど、雨が降り、河川水も非常に高いような状況になってきている中で、流木ですとか土砂の量というのは、ある程度減ってきているということは、ちょっと実感としてはあるんですけども、そういった意味では、その治山とか、そういったもの、砂防とか、そういった施設の一定の効果はあったのではないかなというふうには思っているところです。</p> <p>ただ、確かにおっしゃられるように、その後のですね、そこから流れる小河川とか、あとおっしゃられる道路下の管、そこ辺の改善につきましてはですね、引き続きですね、被災原因とかの調査を実施してですね、その改善ができるものについてはですね、改善できるように予算等を確保していきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>今、課長がおっしゃったとおり、やはり砂防ダム、治山ダムの成果はすごく上がっているかと思えます。もちろん満杯になっているダムもありますけれども、スリット</p>

	<p>型のダムをかなり多用したことで、流木による河川でのせき止めというか、そういった部分も減ったのかなというのは、一定の効果はあっているかと思います。</p> <p>その代わりスリットダムを多くしたことによって、流量というものが、それ以上に上がったんじゃないかなというのが、先ほど樋口議員の、河川の水位が前回より高かったんじゃないかという部分にすごく繋がってくるんですけども。</p> <p>そういった部分で、やっぱり一旦は、一部の被害は止まったけれども、そうじゃない部分が発生した場合は、その原因もしっかり究明をしていただきたいなというところで、1つ村長のあいさつの中でちょっと気になる部分があって、要望を受けた部分に関しては、やっぱりいち早く進めてまいりましたという、小河川の改良、緊防災に係る部分とかなんですけども。</p> <p>やはり住民にとっては、そこをどうしていいか分からないという状況であると思うんですよね。もちろん国道の下を通る暗渠、村道の下、道路の下を通る暗渠等に関しては、なかなか簡単にいくかって、いかない部分もあるかと思います。</p> <p>ですので、要望を待ってどうこうというよりか、やはり村が責任を持ってそういう治山工事をした、特に後とかですね、そういう改良された後とかの場所、もしくは毎回同じ所で詰まるという場所に関しては、やっぱりいち早く調査して、村でしっかり優先順位を考えていただかないと、なかなか全村的に改良が進んでいかないのかなと思います。</p> <p>もちろん予算の関係があると思うんですけども、ぜひ、村として全村的に、そういう流末処理の部分というのを重く捉えていただいて、調査をしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>すみません。舌足らずなところがあったかなと思っております。</p> <p>小河川等の改修については、要望順というわけではございません。もちろんですけどですね。ただ、要望という話を自分がしたかどうか、ちょっと文章にはなかったんで申し訳ございませんが。</p> <p>元々が小河川、いわゆる谷川の改修というのがですね、国や県、起債等の財源が本来なかったという事実の中から、29年の災害を受けて改良復旧を行う。改良復旧を行った後に、やはり次はというか、の中で、やっぱりいろんな川に流れ込む河川の流れをしっかりと良くしなければいけない。これを取り組む中で、緊急自然災害防止対策事業という事業、起債ですけどですね、が行われて、交付税が70%という結構率の良い事業があって、これで積極的に取り組んでいくという形で、年次計画に基づいて行ってきているところでございます。特に、えびす川、天神川、その辺りとか、今、山の神川等も行っております。</p> <p>先ほど議員さんのほうから質問があった部分で、流末、特に国県道、国道をですね、渡って地中埋設されている部分については、これまで治山等を行われたところであって、その道の横に大きいため柵とかがあっても、そこから最終的につなぐヒューム管、土管等については改修がされてない、拡幅というかですね、されてないというところがあって、やっぱりそういうところが溢れたという話を今回もたくさん聞いておりますので、村の中でもしっかりそういった、今、数カ所というか、結構箇所は多いと思います。小石原のほうにしても、やっぱり飲み込みの口が大きくない、特に道を渡っている部分、ここはちょっと工事の難易度等も、また県との打ち合わせ等もあると思いますが、やっぱり財源があるときにしっかりやっていかないと、この緊急債という事業もとりあえず5年間でしたが、たぶん延長はされると思っておりますけど、こういったことで、効果的に事業ができるときにですね、今、優先順位等を図りながらやっているところでございますので、今後いろんなそういった情報もですね、また、地</p>

	域のほうじゃないと分かりにくい分もございます。今、聞いている分もございまして、それを十分把握しながら進めていきたいというふうに思っております。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ぜひ、調査を進めていただきたいなと。</p> <p>次の質問にも関わってくるんですけども、やはり今回の災害がどういうふうな、要は、降水の状況であったのか、土壌の状況であったのか、いろんな整理していくことがやはり落ち着いてきた部分もあるので、必要なのかなと。</p> <p>そうじゃなければ、やっぱり次の対策というのがなかなか、その根拠に基づいて打てないという部分もありますので。</p> <p>例えば、先ほどの山の神川に至っても、改良、ほぼ完了に近かったところでも、やはり河川の横の住宅は浸水したりという被害もあっております。</p> <p>発災時の状況の把握であったりとか、そういった部分を、前は九州大学の方々が支援団みたいな形でですね、東峰・朝倉を重点に支援をさせていただいて、いろんなデータが積み上がったかと思うんですけども、今回に関しては、じゃあどうなのかという部分を、ぜひ、お尋ねしたいと思います。九大からの支援があるのか、そういった部分の把握については、村独自で行っていかないといけないのか。その部分について、まずお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>29年災害のときにですね、7月5日に被災を受け、8月の10日か11日でしたが、九州大学の復興支援団を作りました。50人体制で、教授さんたちで支援団を作ってという形で村に来ていただいて、いろいろ意見交換をさせていただいたところでございます。</p> <p>29年災でお世話になっておりました九州大学の座長と言いますか、三谷教授でございますが、については、今年の災害についても連絡を取り合いました、1週間後には現場に来ていただいて、いろいろと現地を見ていただいたところでございます。</p> <p>ただ、九州大学の復興支援団については解散しているということで、組織としてバックアップという形はできないけど、また、あればすぐ来ますから、いろいろと連携は取らせてくださいという話は、ありがたい話を伺っているところでございます。</p> <p>メカニズムについてはですね、非常に絶対的な根拠というのが、ちょっとないというのには確かなものだと思っております。</p> <p>ただ、今回見ていただいたところで、やっぱり東峰村だけではなくて、よその杷木とかですね、そういった部分を見ても、竹林における山腹崩壊が結構多かったねという話を言われております。</p> <p>10日までの長雨の中で、竹林って根がずっと横に張っていきます。その中で隙間等が上がった部分が長雨の中で浸水をして、10日の雨で雨量としてはそこまではなかったんだろうけど、崩れ方が一気に崩れているとかですね、そういったことであろうという、助言的なアドバイス等はですね、いただいているところでございます。</p> <p>それとか地形的な部分、いろんな形で現地を見ていただいています。あと、国土交通省のテックフォースさんに1週間来ていただいて、土石流の部分をいろいろと調査をさせていただいて、復旧にあたっての、これは工法等のアドバイスになりますけど、ちょっと原因等についてはですね、そこまでの話はしていただいていませんが、災害についての復旧にあたってのアドバイス、こういった部分の状況把握等をしていただいて、報告を受けているところでございます。</p> <p>現状のところはこういった分でございますけど、これからも復旧・復興を進めていく中でですね、そういった繋がりのある機関につきましても、連携を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。</p>

議 長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>竹林の山腹崩壊、非常にそういったところが崩れた部分というのは目に見えてあるのかなと。</p> <p>ただ、やはり竹林だから崩れたのか、ちょっと通告書にも書かせていただいたんですけど、やはりちょっと鼓エリアが局所的にやられたり、それが宝珠山の迫の辺りまで広がったりという、結構今回は前回に比べて局所的な被害というのも多かったのかなということを見ると、他にいろんな要因があったのかなというのは、やっぱり無視できないところであると思うので、ぜひ、専門家の方々が協力をいただけるのであればしておいて、竹林に対してのアプローチをしないといけないのか、あるいは他にアプローチしないといけない部分があるのか、ぜひ、そこに対しての答えを出していただくよう村長には求めてまいりたいと思います。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>そこにもちょっと関連するんですけども、6年前の災害でも、当時の同僚議員の方が、林道の作業道についての質問を言われていたことがあります。</p> <p>その災害が起こる前に言っていて、いざ災害になって、その作業道からの排水であったり、流木が流れ出したり、いろんな影響があったというところで、実際に平成30年の第3回の臨時会でもそういった質疑をされています。</p> <p>今回も見ていっても、朝倉域までいろんな方に聞く中でも、作業道の排水であったり、そういった部分が少し災害、土砂崩れだったり、影響しているんじゃないかなろうかという話を、やっぱり耳にします。</p> <p>6年前の災害以降この作業道のあり方について、対策はされてきたのか。併せまして、ハザードマップ、警戒区域、特別警戒区域を横切るような形、要は、入るような形でこういった作業道というのは入っているのでしょうか。お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まず、林道でございますが、林道の排水については、前村長もいろいろと山の関係言っておりました。</p> <p>林道については、排水をですね、きちんと下流域を考えた排水対策を取るということで、路面の排水の切りとかですね、そういった部分をしっかり対応はさせていただいているところでございます。</p> <p>また、排水路はですね、土砂等により閉塞した場合においても排水が集中しないような措置や排水を速やかに河川に流せるような追加整備を実施しているというところでございます。</p> <p>ただ、すべての林道において、林道の箇所も多ございますので順次やっておりますが、まだ対策が完了しているわけではございませんので、引き続き調査、排水路の整備を実施していきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>また、作業路については、今のところしっかり排水路のほうも見直すという形でやっておりますが、あまりこれに対して具体的にどうし戻すとかですね、そういった部分についてはまだ課題として残っておりますけど、今のところはこれと言って効果的なことがですね、できてはいなかったというふうに思っておりますので、これは引き続き森林組合の工法の相談もありますが、させていただきたいというふうに思っているところです。</p> <p>警戒区域、特別警戒区域に限らずですね、排水等の考慮はですね、しっかりさせていただいて、作業道については整備と言いますか、作業路に入るときには、そういった部分については確認はしております。</p> <p>それで、実際にどういう形であるかという部分については、ちょっと自分のほうでは、効果的な部分については農林建設課のほうで把握している分がでございますので、</p>

	そちらのほうに答弁していただきたいというふうに思っています。
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>先ほどの作業道といったところでございますが、やはり林道と同じような形で、やはり水が集中して流れるようなことのないようにということで、作業道の中もですね、水が必ず分散して流れるような措置というのは、森林組合さんのほうが現地に入られるときにでもですね、実施いただいているところでございます。</p> <p>さらに水が流れることによって、土砂が流出するようなどころもございますので、そういったところについては、そういう浸食をしないような措置とか、そういったところをですね、実施するような形でやってはおりますが、それが万全かと言われますと、やはり木を切った後の荒地のような状態になっておりますので、多少やっぱり水の流れが出てきたりとかですね、土砂を削るとかいうところもございまして、そういったところの部分が、こういったところに水が流れていくのかといったところを十分に把握しながらですね、排水等についてもですね、そういった部分をですね、作業をされる森林組合さんのほうも含めて現地確認をさせていただくような形で、対応をしていきたいというふうには思っております。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ぜひ、作業路開設のときのチェックであったり、その把握というのをさせていただきたいというのととも、やはり作業路を造ったらそのままになりますので、そのままの状況の作業路というのがどういうふうな影響を及ぼしているのかという部分、なかなか把握となると、もう林道以上のとてつもない量になるので、何か一部のサンプリングでも構わないので、それこそそこを九州大学の先生たちと組んで、作業路が悪影響を及ぼしてないのかどうかというの、狭いエリアでもいいので、一度そういうのを確認していただきたいなど。</p> <p>杷木まで下る途中、ちょうど赤谷に行く途中辺りの左上は大きく全伐したところが崩れていたりします。やっぱり何でかなと、その原因が何になるのかというの、見えるところで皆さん気になってますし、それが山の管理に繋がっていくと思います。ぜひ、行っていただきたいなと思います。</p> <p>最後の質問にまいります。</p> <p>これもちょっと災害に繋がる話なんですけれども、近年衛星データ、宇宙関係のビジネス等々がすごくメディアでも報道されるようになってきております。その中で、衛星データの利活用というのが急速に進んできております。</p> <p>例えば、どういうふうなことをされているのかと言うと、福岡市とかはやっぱりそういうことが早く、水道管の漏水調査という部分を上空からのマイクロ波を当てて、それで調査していこうというふうな実証実験的な取り組みがすでに始まっております。</p> <p>それであったりとか、最近よく検討されたりするのが、農作物の出来であったり、そういったものを面的に一元的に捉えたりということがあったり、ちょっとこれ青年会議所に関わっている話なんですけれども、糸島市の糸島高校が、実は衛星データを活用して、高校生が衛星データを使ってどういうことを、地域の方や社会問題に対して解決していけるかというのを、授業の中で考えたり、その中では、例えば、さっきの農作物の情報をうまくキャッチすることで、安い値段のときはいつなのかと、そういったのを把握するというのを高校生が考えたり、あとは物流の面で、宅配が再配達が多いので、じゃあ、どうやったら止めれるか、その物流の部分を衛星で把握したり、いろんな部分、あとは花粉の情報とか、いろんな部分考えられたりしてきております。</p> <p>そういった部分で、本村においてもぜひ、それを使っていたきたいという、いの</p>

	<p>一番にまずできることと言うと、今回の災害の部分であったりするのかなと。</p> <p>衛星データも即時にそのデータが送られてくるかと言うと、1日ぐらいタイムラグがあるそうなんですけれども、例えば、発災した翌日には当日の写真が得られる。</p> <p>何が起きるかと言うと、その現地に行かなくてもある程度の被害状況が網羅できると。そばまで行って、例えばドローンで確認するとか、なかなか今度行政としてマンパワーが割けない、特に発災当時にどう動くかという部分が大事になってくるかなと思います。</p> <p>こういった衛星データの利活用というのが、今後やっぱり行政の方々の労力を減らし、他にも力を使えるというふうな具合にならないかなということで、ちょっと提案的な質問なんですけれども、こういう衛星データ活用できないか。</p> <p>今、村ではG空間の防災システム等々動いておりますけれども、こういった部分を県も今かなり強くこの予算化をされて動いていくそうですので、村もぜひ何かしらかの利活用、特に防災面とかは今一番大事なところかなと思います。お考えをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>衛星データの利活用という部分については、先ほど議員さん提案いただきました。</p> <p>これは、実際にG空間のシステムを構築、また、併せて九州大学がNPO法人を持っているんですけど、その取り組みの中でJサートさんだったかな、との取り組みをいろいろと教えていただいたところではございました。その頃はまだ画像レベルでしたので、どういう要するにデータ解析をするとか、ただ、それについては、何か結構定額でものすごくお金がかかる、そうなんですかというレベルの話をしたぐらいでございましたので、こういった福岡市の水道管の話についてもいただきました。</p> <p>これエリアの絞り込みで、確か、まだ確率としては非常に低いという、ただ、技術的には将来性のあるものであろうなというふうに思っております。</p> <p>災害等に当たっては、まずはドローンというものがですね、結構即日、すぐ動ける部分、災害中、落ち着かないとできないんで、入れない状況の中でどうやってするかという部分、これが何らかの活用ができないかとか、いろいろと今、ご質問の通告をいただいた後で農林建設課ともですね、総務企画課とも、こういったものがあるかなとかいう話はしておりました。</p> <p>ちょっと具体にはまだ、方針としてはですね、出ているものではございませんが、やはり将来的にはこういった技術が当たり前になってくるのかなと思っておりますので、そういった可能性も含めていろいろと、また費用面も含めてですね、検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>今、じゃあ、すぐに何かという部分は難しい話ではあると思うんですけども、行政の効率化というを考える中では、非常に効果的な部分があるのかなと思います。もちろん最初の軸を作っていくために、非常に労力のかかる部分もあるかもしれませんが、これだけやはり災害が身近に、間近にあるということを考えると、災害の備え、全部今日のお話のトータルにはなってしまうんですけども、その備えをどうしていくか。</p> <p>もちろん雨を止めることはできないので、雨が大きく降ったときにどう動くかという部分のいろんなデータを揃えておくということが、一番その被害を大きく減らす要因になるかと思えます。</p> <p>ぜひ、今回の災害が、やはり通常業務と同時並行で行っているんで、なかなか整理をしていく暇がない部分も感じられるんですけども、立ち止まって、6年に一度の災害という部分の視点を、ぜひ、外さないように、これは来年起きてもおかしくない</p>

	<p>というレベルの話になってきてますので、ぜひ、その辺、村として速やかに対応できる対策を練っていただきたいと思います。</p> <p>以上で、質問を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>13時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(12時24分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時30分)</p>
議長	<p>3番 佐々木孝議員の質問を認めます。</p> <p>3番 佐々木孝議員</p>
3番	<p>まずは、7月の大雨で被害に遭われた方々に改めてお見舞いを申し上げます。</p> <p>さて、先ほどの同僚議員と質問が重なるところもありますけれども、6年前の災害後に出された復興計画から質問をしたいと思います。</p> <p>この復興計画の中に、「被災した森林については、治山事業等による復旧に取り組むとともに、手入れの行き届かない森林の解消に向けて間伐等の森林整備を支援し、豊かな水を育む森林づくりに取り組みます。また、新たな作業道の整備や針葉樹と広葉樹を混ぜた針広混交林への移行を推進し、災害に強い林地への再生と美しい景観の回復に取り組みます。」とあります。</p> <p>私有林も含めて、村全体の山が今どうなっているのか、これまでの進捗状況について、お尋ねをしていきたいと思えます。</p> <p>まず、県と村との事業もあると思えますけれども、村の治山事業を中心に組み込んだこと、それから、その成果について、村としてどのように分析しているか、お聞かせください。</p>
議長	村長
村長	<p>治山事業と申しますが、先ほどの質問の流れからいって森林再生、また、山を育てる、守るという観点からの事業について、まず、ご答弁申し上げたいと思えます。</p> <p>山については災害前からですね、荒廃森林整備事業という形で、いろんな間伐やですね、育林事業等を行ってきたところでございます。</p> <p>また、この災害を受けた中でですね、堆積木の処理により豪雨による流木の低減、そういったものを行ったりしたところでございますので、そういった部分につきましては、一定程度事業としてはですね、災害に強い山という観点から言ったときに、図られたのではないかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>また、今年度からにはなりますが、間伐を行っている箇所、間伐のところで筋工という伐採木で斜面を階段状化する工法を実施しているところでございます。それによって土壌の保水力の向上や土壌流出防止等が図れるというところで、今年からではございますが、取りかかっているところでございます。</p> <p>森林についてはですね、今こういった形で、荒れた森林をどうするか、併せて森林環境譲与税の関係もござりますが、手の行き届かない森林をどう育てていくかという部分について、今、調査等を行っているところでございます。それは村のほうの事業でござります。</p> <p>いわゆる県のほうで行っております治山、堰堤とかですね、法面保護、そういった部分の治山の整備については、順次箇所箇所において村から建設の要望を出させていただいて、今、順次行われている。災害後も数十カ所行われたところでございますが、今回の災害を受けて、また県のほうにもですね、現地調査、設置の要望、その時期的な部分、こういった部分について、今、調整と申しますか、要望を出しているところ</p>

	でございます。以上です。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>3月議会でも同じようなことを質問したところでしたけれども、その中では、今言われるような県が進めたりとか、あるいは私有林が多くてですね、個人が手を入れないとどうしようもないというようなこととかもあったようでしたけれども、全体的に今調査をしているというようなこともありましたけれども、手入れが行き届いてないのが現状ではないかというふうに思うところです。</p> <p>今回の大雨の災害で迫地区を中心に数カ所起きたところですが、なかなかそういう森林の整備が進まない原因もあるんじゃないかというふうに思われますが、現況などもう少し聞かせていただけますか。</p>
議 長	農林建設課長
農林建設課長	<p>先ほどの森林の整備というところが、どの程度というところでご説明させていただきますが。</p> <p>荒廃森林整備事業という事業ですね、先ほど村長も申しましたとおり、間伐ですとか、そういったあと堆積木の除去というようなものを実施してきてございます。</p> <p>具体的に30年度、平成30年度から令和4年度までにですね、実際間伐自体は77ha実施させていただいています。</p> <p>それから、あと平成29年の九州北部豪雨で流出している流木等についてはですね、1,554tの今処理を行っているという形でございます。</p> <p>今年度も引き続き間伐を11ha、それから堆積木の処理を72tは実施する予定にしているところでございます。</p> <p>間伐についてはですね、樹木の成長に応じて実施するというところでですね、そういったところの現地調査というのも踏まえながら適切に行っていこうというようなことを考えているところでございます。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>計画的に進めてあるというようなことに捉えたいと思いますが。</p> <p>村の中をずっと見て回ると、まだまだ不十分ですね、もう本当に大丈夫だろうかというようなところもありますので、再度調査をし、早々にですね、持ち主の方とも相談していただいて処理をしていただきたいと思います。</p> <p>また併せてですね、森林の整備と同時に、これまでも林道を造ってきております。しかし、林道の法面の崩壊や道路の陥没など災害も起きて来ているのが実態だというふうに捉えるんですが、現在、県の代行事業として古城原の五駄・土師山線の工事が行われておりますけれども、この前の雨で溝が既に土砂で埋まったりとか、枯葉とかが詰まってですね、もう使い物にならないような状況にもなっているところがあるようです。</p> <p>排水など災害が起きないように考えて工事は進めているというふうに捉えますし、先ほど課長も答弁をされておりましたけれども、現在の工事の進捗状況、それから、村からですね、やっぱり県のほうにもいろんな要望を出していると思うんです。そういったことも教えていただければと思います。</p>
議 長	農林建設課長
農林建設課長	<p>先ほどの五駄・土師山線の整備というところでございます。</p> <p>実際、この工事につきましては、県の代行事業という形で実施いただいているところでございますので、その実施にあたってですね、村のほうからも排水対策ですとか、法面崩壊の対策とか、そういったものについてはですね、実施いただくような形で要望をさせていただいてですね、実際、現在県のほうで実施いただいているところでも法面保護工ですとか、あと斜面がですね、緩勾配化とか、そういったものを取り組ん</p>

	<p>でいただいているところは、そういう要望を受けてですね、県のほうでも実施いただいているところではございます。</p> <p>ただ、実際ですね、大雨が降って、通常排水路とかを造って行って、それをまた横断工で斜面のほうに排水するといったところにつきましては、他の林道と同様にですね、同じような設備を造っていただいておりますけども、やはり出水、大雨が降りますと、そこが詰まるというようなところは、いかんともですね、あるところがございますので、そういったところは、確かにちょっと出ているところではないかなと思います。</p> <p>ですから、この排水関係につきましては、県のほうにも引き続き要望してまいりたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>実際、五駄・土師山線の進捗状況としましては、全体の計画延長が4, 895m ございます。その延長に対しまして、現在670mの施工が完了している状況でございますので、大体今、約14%ぐらいの進捗といった形で、今進めているところでございます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>7、8年前、延田のほうの林道が水はけとか悪いとかいうようなこともありましたので、当時の課長と一緒に回ってですね、排水はこういうふうに行ったらいいだろうとか、いろいろ話をしたことがありましたけれども、翌年と言いますかね、6年前にああいう災害になって、かなり延田の林道のところですね、かなりやられました。雨が降るたびに、予定していたところに水が流れればいいんだろうけど、やっぱりそのとき、そのときですね、また水路が変わったりしますので、今言われたようなことも含めてですね、今後の工事に生かしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思いますが。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>持続可能な林業経営をするための方策の1つが、間伐材の活用があると思います。先ほど村長もお答えになりましたけれども、この間伐というのも非常に大事なところで、計画的に進めているということでしたけれども、この間伐材の需要、木材をうまく使うということで、需要の創出をしてですね、利用促進を図ることもとても大事なことだろうというふうに考えます。村としてどのような取り組みを今後考えているのか、村長、教えてください。</p>
議長	村長
村長	<p>間伐した材につきましてはですね、元々いろんな事業の絡みもでございます。要するに材として販売できない場合があるとか、そういった部分もございますが、実際に今、間伐しているものについて、元々はですね、切り捨て間伐とか、いろいろと批判のあった部分もございますので、一応間伐材をどういうふうに山の中で防災として活かせるかという部分で、先ほど筋工という話をいたしました、そういった対策は行っているところでございます。</p> <p>また、切り出した間伐材についても、村の中では今のところ林業の振興の施設というものがですね、木工塾という形の1社がございまして、そちらのほうでもですね、また、新たに協力隊さんが入ったということで、今、材をどう活かすかという部分についてですね、いろんな研究をしているというふうに伺っているところでございます。</p> <p>あとは一般廃棄物になりますが、間伐材等を使って木質バイオマスですかね、そちらのほうへの活用も、一応民間企業のほうでやられているというところで、今のところはですね、村としてはそういった部分が主かなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>

議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>木工塾が今出ましたけどね、協力隊、やっと1人入ることができたということで喜んでおりますけれども。</p> <p>木工塾で作る作品と言いますか、製品だけでは十分な需要にはならない、供給できないんじゃないかというようなこともあります。もっともっと間伐材をですね、いろんな意味で使えるんじゃないかと思っておりますので、森林組合等々とも協議しながら進めていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>間伐材、計画的に森林組合のほうでもですね、出しておりますので、これについては、計画的な活用ができ得るものでございますので、きっちり話し合いをしてですね、活用に向けて可能性を探っていきたいというふうに思っております。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>ぜひ、お願いをいたします。</p> <p>さらに計画の中には、針葉樹と広葉樹を混ぜた混交林への移行を推進するとあります。</p> <p>山の手入れができていないために、鳥やシカ、イノシシなどが餌が足りないでですね、人家の近くに下りて来て被害を与える。また、山の保水力が弱り土砂災害等を引き起こすといったことが起きています。さらに、山や田を囲っている防護柵、これは景観を悪くしているんじゃないかという、私、ちょっと捉えたりすることがありますが、私たちも山や田に入りづらいといったこともあります。</p> <p>抜本的に森林を生き返らせるための方策を考え、覚悟をもって計画的、長期的に取り組まないとなかなか進まないのではないかというふうに思います。私有林も多く大変なこととは思いますが、村長はどのように考えているのか、今後の取り組みについて、お伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>混交林という話は、もうご存じのことだと思いますけど、復興計画の中、復興委員会の中で九大の支援団の佐藤先生だったかな、林業の先生の方が提案という形でいただいて、その活用について計画に反映させていただいたものでございます。</p> <p>これについては、実際に事業を進めるにあたって、森林組合さん等とですね、打ち合わせと言いますか、実際にどうなのかという部分をしたときに、実際に、なんですかね、木と木の植え方とかですね、管理とか、その辺りが非常に難しいということで、これはとても手が出せないという理由で、今、移行は進められていないところでございます。</p> <p>ただ、強い山を造る、生きた山を造るということで、やっぱり行き届いた山の管理というのは非常に大事なことでございますので、これについては、この複層林化とか混交林化の取り組みとは別に、先ほど申しました森林環境譲与税の中で、今、手入れの行き届かない、手入れの意思を確認したうえで、その山をですね、村が管理をするという形の意向調査を行ったりしているところでございますので、そういった部分で、山をどう活かしていくかという部分をですね、進めているということで、今後そういった部分が主になるのではないかなということを考えております。</p> <p>ただ、森林環境譲与税自体が今、1、200万ほどです。令和6年から実際に税の徴収が始まって、それからどうなるかという部分もございますので、自分たちも県とかにはですね、今、森林環境譲与税の割合、森林面積割、林業従事者割、人口割という割合をですね、もっと山を持っているところ、山を管理しなければいけないところに財源を厚くしてくださいという要望は出しているところで、やっぱりそういった費用をかけながら、やっぱり個人で育てるといのが大原則だと思いますけれども、現</p>

	<p>実を見るかぎりですね、もう森林組合さんがやっているのがほぼほぼ現実でございますので、この辺りをしっかり今後の計画の中で進めていきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>確かに木の植え方とかでですね、いろんな問題が出てくるかもしれませんが、やっぱり村全体を見たときに村有林もありますよね。村有林の中でまだ本当に手入れができてないところもあるようです。そういったところから、まずは広葉樹林に変えていくとかいうようなやり方もあるんじゃないかと思います。</p> <p>その辺りをもう1回森林組合といろいろ協議を重ねていただきながらですね、ときには私有林が入って来て持ち主さんと相談もあるでしょうけれども、真剣に取り組まないと、これから先のことを考えたらですね、本当にいろんな面で心配するところもあるかと思っておりますので、今、環境税等々を使っているということもありましたから、ぜひ取り組んでいただきたい。本当に村の施策の重点としてですね、取り組むだけのものではないかと、私は思っておりますので、よろしく願います。</p> <p>次の質問に、また移ります。</p> <p>森林を守り、災害を起こさないために砂防ダムや治山ダムが造られておると思っています。</p> <p>砂防ダムは土石流を補足し抑制する役割を持っていると、それから、溪流の中に横断的に造られている。また、治山ダムは溪流勾配の緩和、不安定な土砂の固定などによる山地の保全のために溪流の斜面や谷筋、あるいは窪地に造られているというふうに捉えておりますけれども、村民の立場から見ると、パッと見ただけではですね、何が何かよう分からないと、どちらが砂防でどちらが治山だろうというようなところもあります。</p> <p>言葉で言うだけではなかなか難しいのかもしれませんが、ちょっと分かりやすく説明をいただけますか。</p>
議長	村長
村長	<p>砂防ダム、治山ダム、堰堤の話でございますが、外観上の判断は非常に難しい、これはもうおっしゃるとおりだと思っております。先ほど議員さんが言われた定義も、これは、そのとおりだと思っております。</p> <p>実際に目的は何かという部分の詳しい話、そういった部分は、どちらも下流域への土砂災害を防止するために設置、目的は一緒なんですけどね。その中で、個別の事例に対して、砂防というのは国土交通省の管轄になります。治山というのが農水省の管轄になりますが、砂防部局と治山部局の事業調整という言葉を使うんですけど、事業調整により決定されるということで、どういう見方で、こういう形が砂防で、こういう形が治山というのはですね、もう正直言って非常に説明がしにくいというのが現実でございます。</p> <p>ただ、砂防指定地という概念から言うと、河川にしか砂防はないというふうに考えていただきたい。山の窪地とかですね、そういった部分につけるのは治山という形になっております。</p> <p>事業調整については、昭和38年の林野庁の長官と建設省河川局長通知というもので取り扱いが示されております。この中にある程度の分類書いているんですけど、もう言葉自体がものすごく専門用語になっておりますので、たぶんこれを説明しても分かりづらいと思いますので、もしチラシみたいなものができるのであればですね、説明する機会をいただきたいというふうに思っておりますが、もしそういうもので良ければ、知りたいというのであれば、再度質問いただければ担当課長のほうから説明をさせます。</p>

議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>分かりやすく説明をして、口では本当に難しいと思うんですね。</p> <p>そういう意味では図とかですね、インターネット開けば、その説明等々も出てくるところもありますけれども、村の方たちの中にはそういったことをできかねる方もおられるかと思えますし、次の質問に入ってから申し上げたいと思っておりましてけれども。</p> <p>言葉で難しいのは、やっぱり図や写真とかですね、説明できる範囲で結構ですので、村の方たちにもお知らせをしていただければというふうに思います。広報辺りを使えば何とかなるんじゃないかと思えます。</p> <p>その1つにですね、今度の大雨でも、治山ダムにしろ、砂防ダムにしろ、もう満杯状態になっているところは多いんですね。</p> <p>それを見たときに、早く土砂とか流木を取ってしまわんと危ないんじゃないかと、次にまた大雨が降ったときはどうするんだというようなことを言われる方もおられます。</p> <p>治山ダムについては、そういう除去をしなくてもいいというようなことも聞いたことがありますけれども、実際どうなのか、そういったことを説明いただきたいと思えます。</p>
議 長	農林建設課長
農林建設課長	<p>先ほど議員おっしゃられたように、治山ダム、治山の堰堤ですとか砂防堰堤というような、これ外観上、例えば図で、ここが明らかに違いますといったものは、本当に非常に分かりにくいというものになっています。</p> <p>ですから、見てもそれが治山なのか、砂防なのかというのは、一見ちょっとここは分からないところが確かにあると思います。</p> <p>その中でですね、各堰堤に対して、土砂とか流木が堆積しているというような状況がございますけれども、実際どのような管理をしているのかということですので、確認をしております。</p> <p>実際、治山ダムにつきましてはですね、大洪水が発生したときに土砂が堆積して満杯状態になりますけれども、この後、中小の洪水でそれを少しずつ下流に流しながらというような形で、溪流にあったですね、安定した川の勾配になるような形に戻っていくというようなところがございまして、基本的にはですね、土石の除去というのは行わないというようなところがあるということでございます。</p> <p>ただ、今見ますと、流木が堰堤からポコッと出ていたりとかいうのがございまして、ああいうものにつきましては、除去を行っていくということを聞いております。</p> <p>それから、あと砂防のほうの堰堤につきましてもですね、これは同じような取り扱いになっておりまして、やはり計画以上と言いますか、の土砂が堆積しているところにつきましては、そういったものは除去をやっていくというような話を聞いておりますので、その違いもですね、結局は、そういう異常堆砂という言い方なんですけど、そういった異常に土砂が溜まったものについては、それとか流木が堆積したものについてはですね、両事業ともにですね、除去を行うというような形になっております。</p> <p>除去の必要性というものについてはですね、実際、過去の事例等を見ながら、現地を確認しながらですね、県と一緒に協議しながら判断をするというような形になるかと思えます。</p> <p>この、やる、やらないというところは、もうそこでの要は、判断、要は、県管理者の判断という形になってきます。</p> <p>それから、あと、よく見るのが、砂防でもそうですし、治山でもそうなんですけれども、堰堤で壁のような状態のやつと、あと隙間が空いているスリット状になってい</p>

	<p>るといったものがあると思います。</p> <p>実際、スリット状になっているものについては、やはり土砂等の堆積があれば、それは、除去しなきゃいけないという形になります。</p> <p>ただ、そのスリットがなくて、そこで壁みたいになっているなら、堰堤でございますけれども、そちらは2つ、そのまま溜めっぱなしのパターンと除去する計画のものという2つの考え方があるようなんですけれども、今、朝倉管内と言いますか、朝倉県土整備事務所管内に設置している砂防堰堤といったものについては、すべて溜めてしまおう、要は、土石とかを除去しないタイプの壁のような構造と言いますか、そういったタイプの堰堤になってございますので、ですから、結果的に言いますと、治山の部分もそうですし、砂防ダムも結局土砂が溜まって、そのまま以上堆砂というものは取りますけれども、そうならないものについては、溜めっぱなしといったような構造になっているというのが、今、ここら辺で見ることができる施設のものになっていると。</p> <p>あと、ちょっと事業の目的と言いますか、区分と言いますか、その治山と砂防といったところで、構造物そのものは、本当に見た目の違いというのは分からないんですけれども、先ほど村長申しました、昭和38年の文書ですね、砂防事業と治山事業の取り扱いというような文章がございまして、その中で、事業の目的の区分というのがございます。</p> <p>その中で砂防事業というものは、止水上の砂防のための目的という書きぶりがございます。</p> <p>それから、治山につきましては、水源涵養のためですとか、あと土砂流出を防止するためといったような書きぶりがございます、目的がそういう違いです。治水、治山のためと、あと山を守るためと、そういう2つの目的がそれぞれ治山と砂防ではございますけれども、結果的にはそこで土砂を止めて、そして山を守ったり集落を守るといった目的になっているということで、ですから、その事業目的は、ちょっと区分としては違うんですけれども、結果的に効果としてあるのは、同じような効果があるということで、非常にそこで、やはり構造物ですとか目的が似通ったところがございまして、なかなか判断と言いますか、ご説明が難しいといったところになっております。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>ただ、私は想像しながら今、伺ったんで、ああいうところから、こういうところかなと思いつながら聞いたんですけれども、理解したところもありましたけど、やっぱり全く分からない方もおられると思います。</p> <p>先ほども申し上げましたように、広報なり何なりでですね、あんまり難しいところまでいいんですけれども、こういう目的で、村の中にはどういうところにありますよというようなことも含めて、広報いただけるとありがたいなと思っておりますが、そこ辺りはいかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>治山ダム、砂防ダム、言葉は2種類ございますが、どちらも山の溪谷にある、谷にある、川にある、いろんな違いはございますけど、最終的にはやっぱりその下流にある家を守る、生命を守る、そういう目的で設置しておりますので、その違いがどうですという説明を、ことさら詳しくすることは、何か難しいなというのが、ちょっと思っていますので、何らかの形でですね、伝えるような、広報が東峰テレビか、本当は1回、この災害が起らなければですね、国土交通省のヘリが時々、年に1回上空を飛んでいますけど、そういったときに、今年こそこれだけ復旧しましたよという映像を東峰テレビで流したいなという話もしてたんですけど、ちょうど災害が起きて</p>

	<p>しまいましたので、また、ちょっと一部振出しに戻ったようなところではございますけど、今回もドローンで撮った映像とかいろいろあります。</p> <p>そういったときに、たぶんどローンの映像で、例えば蔵貫の山にしても、これが治山ダムですよと言われても、たぶん分からないかなというように思っていますけど、そういう目で見て分かるような映像とかですね、そういった部分での、ちょっと認知性の向上とかですね、知ってもらう、こういった取り組みは必要であるなというふうに、ちょっと思ったところでございます。</p> <p>ちょっと内容については、こちらのほうで検討させていただきます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>6年前の災害を機会に砂防ダムがいくつかできました。それから、今度の災害で、まさにうちの近所にダムがあるとは知らなかったという方もおられますので、先ほど村長、前向きの答弁をいただきましたようにですね、治山ダムがどうだ、砂防ダムがどうだよりも、どこにどんなのがあって、あなたたちの暮らしをこういうふうに、できるだけ守るようにしていますというような意味も含めてですね、ぜひ、村の方たちには情報を提供しながら、そして、行政と村民が一体となって、この村づくりをしていかないといけないと思っておりますので、ぜひ、今後前向きの取り組みをお願いしたいということをお願いして、私の質問は、少し早いですが終わります。</p>
議長	以上で、佐々木議員の質問を終了します。
休憩	
議長	2時15分まで休憩します。
	(14時04分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。
	(14時15分)
議長	4番 高倉美紀恵議員の質問を認めます。
	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>私は、防災に関する取り組みについて、お尋ねいたします。</p> <p>令和3年12月の第9回定例会におきまして、東峰村では雨や台風で警戒が必要となった場合、避難を村民に呼びかける基準、根拠は何かを質問しました。</p> <p>村長の答弁では、福岡管区気象台からの情報を踏まえて、警戒本部を設置し、雨雲レーダーの状況、今後の1時間雨量または15時間後の雨量の推移等で、避難指示を発令するとの返答がありました。</p> <p>今回、7月10日の豪雨では、避難指示は4時15分、避難所開設も同時でありました。蔵貫地区はその時間道路が川のようになり、避難所に行けるような状況ではありませんでした。その後に土石流が発生し、一時孤立することになりました。</p> <p>私もその土石流を、3時ぐらいから激しく雨が降り始めて、ずっと2階から道路の状況を見ておりましたが、もう石ころで国道は川のようになっておりました。</p> <p>うちの入口のところに谷があるんですが、そこに窯元のガスボンベが流れて来て、それが引っかかって真っ白い煙が出て、たぶんガス爆発だったと思います。だけど火の気がなかったので火災とかにはなりませんでしたが、かなりの臭いもしました。</p> <p>その後に土石流が起きまして、私は2階から見てまして、バキッ、バキッという音がして、それから何十本もの杉の木が列をなして下りて来て、途中からそれが横倒しになって、それが窯元さんの展示場とか、そういうところに行って、明るくなって行ったときには、もう無残な状況になっておりました。</p> <p>そのときに感じたことは、とてもあの土石流のスピード、それには人間は太刀打ち</p>

	<p>できないと。これは、早く逃げることしかできないなというのを感じました。</p> <p>蔵貫地区は、平成29年の災害後に、ハザードマップを三谷先生と一緒にみんなで作りましたときに、蔵貫公民館とせせらぎ鼓を避難場所にしまして、そこに避難情報が出る前とか、そこに避難していくということを取っておりました。個人の避難場所を蔵貫地区では作ってはおりませんでした。</p> <p>今回の土石流災害により、ますます安全な場所がなくなりました。</p> <p>平成29年から私どもの高齢者は、もう雨が降るとか台風が来るとかいうときには、お子さんの家であるとか、それからショートステイを利用するとか、そういうことで早めの避難をやっておりましたので、今回も幸いにもけがをする人とかはいませんでしたし、高齢の方もほとんど避難しておりました。</p> <p>そこで、私もこの考えるときに、台風とか雨とかで避難が予測できる場合、行政もかなり早く、時には今日のいつ頃雨が降りますよとかいうお知らせを防災無線で教えてくださったりもします。だけど、なかなか避難を、避難しようと誘っても避難をしてくれないことが多いです。</p> <p>なぜ、そういうふうになるかなと思いましたが、やっぱり避難所の状況と言いますか、小石原公民館はトイレの段差があるとか、とても広すぎる避難所で、そこに女性だけ2人とか3人で避難できないとか、そういうことも起きております。</p> <p>そこで、避難をどうするべきかと考えている村民の不安を改善するために、自主的に、早めに避難ができるような、そのような場所が確保できないものか。そういうふうに早めに避難をすれば、行政とか、それから消防団とか、そういう方たちにもご迷惑がかからないなという気もいたしておりますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>7月10日の豪雨、6月の29日からですね、10日間で、ほぼほぼ1000mmほどの雨が降り、10日の夜、午前2時過ぎから強く雨が降り始めましたこの災害において、さまざまな地区によってですね、被害を受けた、その経験をお話いただきましてありがとうございます。</p> <p>実際に、先ほど申しておりました、事前にやっぱり避難行動を行う。先ほど言っていましたけどですね、親戚のところに行くとか、そういった行動は非常に大切なことだと思っております。</p> <p>その行動に対して、これまで29年の災害を受け、避難行動アンケートとか九大の先生とか、いろんな大学で行った分でも、どういう状況で避難行動に至ったか、どういうタイミングで避難を開始したかというときに、やっぱり村からの避難情報というよりは、周りの状況で危険を感じた、そこが一番多かったというのは、確かな事実でございます。</p> <p>今回の10日の雨につきましても、2時過ぎと言いますが、宝珠山地区のほう、災害対策本部が置かれているところについては、本格的に降り始めたというのが3時半ぐらいからでございます。</p> <p>実際、鼓地区のほうでは3時前から同様の雨が降ってて、こちらの災害対策本部へ、外を見て大肥川の河川の水量がものすごく上がっていたということもあって、やっぱり雨の降り方は感覚ではなかなか分からない。やっぱりレーダーで全体の把握はしておりますけど、実際の雨の降り方というのは、本当のその現場にいないと分からないというのは事実と申しますか、でございますので、実際にはその現場の方々がやっぱり危険を感じたときに、どう行動できるかというのを、避難訓練とか、先ほど申しましたハザードマップとか、防災マップですね、九大の先生と作った、そういったところで、またマイタイムライン、そういうのに基づいて行動を開始していただい</p>

	<p>ているというところでございます。</p> <p>村といたしましては、今回の分については、午前2時30分に災害警戒本部を設置しておりまして、その後状況を把握する中で、3時40分に注意喚起の放送を行っております。</p> <p>そのときに避難指示を出せばよかったんですけど、態勢のほうを整うのに少し時間がかかりましたので、まず、安全確保の呼びかけをしようということで、3時40分に注意喚起の放送を行ったところでございます。</p> <p>4時15分に避難指示を発令した、こういった時系列の中でですね、行動をしたところでございます。</p> <p>その中で、先ほど提案がございました、自分たちが危険と思ったときに避難する場所、防災マップの中では一時避難所、いつとき避難所という言い方をして、それぞれ公民館や消防の格納庫とか、それぞれ民間の家で、比較的山とかですね、川が離れているところ、こういうところに協力を願って、地図の中に落とし込んだところでございます。</p> <p>こういったところをですね、どういう形で行うか。そのときには避難所に行くのがちょっと遠いとか、避難所に行ったらたくさん人がいるので、できるだけ地域の知っている人たちと避難をしたいとか、そういった方のために一時的に開ける避難所という形で、そういった認識の下でですね、防災マップを作ったところでございます。</p> <p>そういったところがですね、今、現実の運用として、実際に村からの避難情報が出たときに、避難所として開いてくれている公民館もあります。それが、ちょっとうちのほうに直接的に開設しましたという連絡がない。来るところもあります。来ないところもあるので、ちょっと把握がしにくいという部分はございます。</p> <p>これについては、先ほどちょっとお話しはしましたが、村はですね、届出避難所という制度を作っておりました。これは、平成30年の4月に作ったものでございますが、ちょうどこの届出避難所、これは、事前に災害の発生の恐れがあるときとか、もうその地域で危険な状況が迫って来たときに、指定している、主に公民館になるんですけど、公民館を、場所を確保する。その確保するときにおける届出の手続き、費用負担とかですね、あと設置のときの報告義務とか、そういったものを取り決めたところでやってたんですけど、ちょうど防災マップの作成と時期が重なってしまいましたので、ちょっと防災マップのほうに力を入れた関係もあって、ちょっとこの届出避難所という制度が例規集には載っているんですけど、なかなか浸透してないというところもございますので、これについても、事前の改修について、地域の判断において、地域の中で作れて、それについて今のところ費用負担は地元の負担という形になっているんですけど、そういった部分もちょうと見直して、開設しやすい、判断しやすいという形で、昼間の避難、29年とかだったらまだ明るい時間ですので、それでもやっぱり道が川のようになっている中で避難すると、ちょっと滑っただけでも流されていくような状況になりますので、身の安全の確保、自分の命は自分で守るという部分は大切にしながら、そういった近場での避難の行動の支援、こういったものについても、一応制度としてはですね、構築化しておりましたが、まだ活かされておられませんので、これについて今一度検討させていただきたいというふうに思っております。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>毎年配布される防災タオルに、「第3条 ご近所で安全な場所を確保せよ。第5条に、危険だと感じる前に避難せよ。」と書いてあります。</p> <p>これは、書かれていることはもっともなことだし、毎回気を付けておくべきことだと思っております。</p> <p>それで、先ほども申しましたが、小石原公民館に避難するとき、小石原公民館もと</p>

	<p>ても広いんですね。</p> <p>ですので、これは、希望とかを言っちゃいけないんでしょうが、もし少人数であればちろん和室とかがあそこもございますので、そこいら辺が避難所として使われるようなご配慮ができるのかなと思います。お尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>指定緊急避難場所としては小石原公民館、全体を指定しておりますので、そのどの部屋を使うという分については、運営の中でできると思いますが、ちょっと和室の状況を、すみません、私が最近見ておりませんので、衛生的な部分をきっちりやっとうえでですね。</p> <p>ただ、いわゆる発熱がある方とか要配慮者とか、そういった方をやっぱり小さい部屋のほうには優先的という配慮もございますので、避難所の運営の中で、その辺りは1つのご提案として受け止めさせていただきたいというふうに思います。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>次の質問に移ります。</p> <p>そこで、避難所にはたくさんの方が避難してまいりますし、そういうことが苦痛で避難をされないという方もおられます。</p> <p>そこで、せっかく宿泊施設を持っているアクアクレタを早めの避難をする場所として、希望する村民に規定の価格より割引で利用できないかと思いますが、お伺いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>アクアクレタの例を出していただきました。</p> <p>アクアクレタについては、民間事業者と賃貸借契約を締結して施設の運営を実施しているところでございます。</p> <p>その中で賃貸借契約、第39条と書いておりますが、事業者と協議のうえ防災協定を締結するなどですれば可能という条文がございます。</p> <p>ただ、今回の7月の災害においては、実際に利用された方に村民価格ということで、シングルルームであれば3,200円で宿泊できました。</p> <p>期間として、7月の15日から7月31日までは、ボランティア等で宿泊される方についても同様の金額で宿泊、部屋が空いているという前提にはなりますが、使っていたというふうにお伺いしております。</p> <p>正式にするのであれば、協定の中での取り決めという形になると思いますが、現在もですね、空き部屋において、そういう対応をさせていただいているということは伺っているところでございます。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>私も実を言いますと、まだ避難が出てないとき、雨が降って、怖くて、とても自分の家におれなくて、アクアクレタに宿泊いたしました。3,200円で泊めていただきまして、とてもきれいなお部屋で、バス・トイレが付いてまして、これだったら障害を持っている方とか、いろんな不都合があって避難所に避難できない方とかは利用できるなと思ひまして、2,3人、そういう気になる人に、そういうお話をしました。</p> <p>ぜひ、そういうふうになって、安いお値段で宿泊できれば安全が守れて、その人の安心感も増すんじゃないかなとかいう気もいたしますので、どうかよろしくお伺いいたします。</p> <p>つきましては、この前開業いたしましたほうしゅ楽舎については、避難所として活用が考えられておりますが、ここも個室の利用について減免措置の検討ができないかと、お伺いいたします。</p>
議 長	村長

<p>村 長</p>	<p>ほうしゅ楽舎につきましては、7月の豪雨のときもですね、まだオープン前ではございましたが、地域の方の要望で避難所として、指定避難所という形でまだ指定はしておりませんが、指定避難所という形になります。</p> <p>指定緊急避難場所というのはいずみ館とかになりますが、自主的な運営の中で開くということ。これについても管理人さんがいる施設ではございます。</p> <p>ただ、あそこについては、防災の拠点としての機能を持つということで、詳しい、災害のとき高齢者等避難が出た場合には、もう施設としては閉めるという形にはなりませんので、そのときに避難所として利用するという点についてはですね、確認はしているところでございます。</p> <p>先ほど和室というか、小部屋の利用の件については、避難所として使っているときには、当然、先ほど小石原公民館の話もございましたが、いろんな要配慮者とか、そういった方々を優先的に入れる。避難所として使いますので、当然費用はですね、発生しないという形にはなりません。</p> <p>ただ、その後のですね、避難所を閉じた後の利用としての考え方としては、先ほどのアクアクレタと同様、空き部屋があるとの前提でございまして、金額については、まだ協議中ではございますけど、やっぱりそういう考え方というのは、ひとつ整理しなければいけないなと思っているところでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>4番 高倉美紀恵議員</p>
<p>4 番</p>	<p>いろいろ今、個人個人、自分のプライバシーとか、いろんなものを持って、大勢の人と一緒に暮らすことができないとか、そういう方もたくさんいらっしゃいますので、希望する方が安心して避難ができるように、そんな配慮をよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて質問します。</p> <p>今回の被害で、蔵貫地区をはじめ全然ハザードマップの役割が変わってしまっています。今回はハザードマップの書き換えが必要になってくると思われまますが、そういう計画がございましてでしょうか、お伺いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>ご質問のハザードマップについては、29年の災害を受けて、いろんな土砂災害警戒区域等の見直しがあるであろうということで、見直しますという形にしまして、昨年作成をいたしまして、本年4月に新しいハザードマップを4部、それぞれ大字ごと、前は1枚の紙に全村入れてたんですけど、大字ごとに分けてハザードマップを配布させていただいたところでございます。</p> <p>ただ、警戒区域等に当たっては、あまり大幅な変更というものはですね、ございませんでしたが、これについては定期的な見直しが必要ということで、配布をさせていただいたところでございます。</p> <p>今回の災害を受けて、特に鼓地区についてはですね、さまざまな条件が変わってきている部分もございまして、ハザードマップの改正と併せて、先ほど言った防災マップですね、九大の先生とやった、これを最初に平成30年に作成をして、見直しを令和3年、ほぼほぼ2年前ぐらいに、一度アップデートをしてですね、新しい情報を入れて作ったところでございます。</p> <p>これについても、今回の反省を踏まえて、これは、九大の先生の善意というわけではなくて、九大の先生が持っているNPOの法人さんとですね、委託契約を結ぶ形で作成してもらおう。当初は善意というか、生徒さんとやってもらって、次回見直しのときには、ある程度の費用を村も持って、共同の作業の中でやったということもございまして、こういった部分の見直しをですね、行いたいと思っております。</p> <p>ただ、これがある程度防災工事等があった後でないと、なかなかできにくい部分も</p>

	<p>ございますので、今年、来年するということは、時期的な分については、見極めさせていただきますというふうに思っておるところでございます。</p>
議長	<p>4番 高倉美紀恵議員</p>
4番	<p>災害は、先ほど同僚議員もずっとお話をされていますが、災害は、もう本当に50年に1回とか、そういうことじゃなくなってきました。それぞれ村民も行政も一つになって、災害に強い村ができればいいですが、山ばかりの村だから、なかなか難しいこともあります。早めの避難をして、消防とか警察とか、そういう方にもご迷惑のかからないような行動が取れる、そういうことができればいいなと思っています。</p> <p>いつか、今回も市議さんが避難していない人に避難を誘導に行って、その方が亡くなったという報道を聞いたりすると、2次災害で亡くなることだけは避けなければいけないと、そんな気がして、今回このような質問をさせていただきました。ありがとうございました。</p>
議長	<p>これにて、高倉美紀恵議員の質問を終了します。</p> <p>引き続き、和田将幸議員の質問を認めます。</p> <p>1番 和田将幸議員</p>
1番	<p>今回は、大きく2つの質問をしたいと思います。</p> <p>1つは7月の豪雨災害について、質問いたします。</p> <p>7月の豪雨災害で被害を、東峰村全体で至る所で受けたんですけども、岩屋地区にあるBRT路線、そこも被害を受けた1つです。</p> <p>その場所は29年、6年前の九州北部豪雨のときも被害は出ていませんでした。そのずっと前から、JRが通ったときから、そこは大きな災害は起きてないということだったんですけども、その九州北部豪雨の後に、その上に村の土捨て場とJRのBRT路線が完成しています。</p> <p>今回被害が発生した原因の中で、土捨て場の排水に問題はなかったのか、JR専用道の排水に問題はなかったのか、村長の考えをお伺いします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>中尾の土捨て場の話だと思います。</p> <p>あそこについては、かれこれ20年ぐらい、確か土捨て場として認定をして、適宜きちんと排水計画、設計を行いながら残土処理というか、土捨て場として使用をし、管理してきたところでございます。</p> <p>土捨て場の部分については、豪雨災害後に、土の状況、山の状況、斜面の状況などの現地確認を行ったところではございましたが、被災している状況はなかった。水路の閉塞等などについても確認できていないということで、残土処理場からの排水については、山水ではございますが、問題なかったものと思っております。</p> <p>JRの分については、JRについても、水の集まりが舗装上で、BRTの路面上を流れて来たという部分が、ちょうどあそこで交差するということは、事実としてある分ではございますが、今回については、やはり立て坑の水の飲み込みとか、想定以上というか、それ以上の雨が降ったことにより越流の、それが直接的な原因というふうに思っておりますので、そういうことが原因であろう、推測でございます。</p> <p>これについてはですね、というところで今判断はしているところでございます。</p>
議長	<p>1番 和田将幸議員</p>
1番	<p>JRのBRT専用道に関しては、これまでも雨水の流れや量が変わるんで、安全性に問題はないのか。問題がないのであれば、どういう処理を行ったので問題がないのか、きちんと説明をしてくれませんかという、JRに対しての要望を地域住民から出していただんですけども、1回も実施されず今回の災害が起こっています。</p>

	<p>そういう中で起こっているんで、その地域の村民だけじゃなく、沿線上の東峰村の村民は、皆さん少しながら不安に思っているところは、いくら安全と言っても実際起きてるんで、不安になっているところはあると思います。</p> <p>今、村長の答弁にあったように、村の土捨て場もJRも問題はなかったという答えだったんですけども、JRとの協議、きちんと安全面に対する協議とかはできているのですか。</p> <p>今回災害があった原因は何か、JRと協議して、お互い両方とも責任はありませんというのではなく、きちんと協議したうえで災害の原因究明を行っているのか、村長の考えをお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さんが言われる気持ちは十分考えはありますが、結論というか、どちらに責任があるか、責任がないのか、これについては、今回、29年もそうなんですけど、やっぱり想定というか、基準以上と申しますか、この雨量における災害の発生について、断言できるものはですね、言われる分は十分分かるんですけど、できないというふうには思います。</p> <p>ただ、安全運行をきっちりやる、その中でその部分について、法面の崩壊が起きた。これに対してきっちり対策をしていただいたというか、するのが当然の義務なんですけど、した。</p> <p>あとですね、下流部分についても、山に土砂が入ったりとか、一部法面の崩落等か起きてたということで、そういった部分について、原因というか、今後の対策のためにどうすればよいかという観点の調査等はですね、必要でありますけど、これについて、当初から言われてたJRからの説明がない、これについてはですね、村からも説明してという話をしてたんですけど、実現しなかったというところについては申し訳ないと思っておりますが、この災害に対してのやり取りについては、ちょっとここですることがですね、正しいのかどうか、これについては、原因としては、たぶん出ないというふうに、自分としては考えています。</p>
議 長	1番 和田将幸議員
1 番	<p>今回の災害で、どこに原因があるのかを突き止めるのではなく、今後その下で住民が安心して暮らせるように、その対策がきちんとできるのか、そこに繋がるものだと思います。</p> <p>そして、JRのBRTは、当初の開通時期と変わらず開通しましたが、もう工事のほうは復旧したんですけども、今回と同じような雨が降ったとして、対応できるような工事になっているのか、用水とかを見るかぎり、あまり広がったようなところは見受けられないんですけども、その辺のところをお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>JRが行った災害復旧については、工法についてはジオセル工法という新しいというか、JRさんが災害復旧を行うときに法面保護として使われる工法を採用している。これについては、地中で地滑りを起こさないようにする技術ということで、上を流れる水については、ある程度は浸透する。それ以上は表面を抜けていって、崩れない構造であるというふうに説明は受けているところで、この面についても、一番下のところに側溝がございますので、そこに飲み込ませる。それを越えた水については、ちょっとどうするかという問題はありますけど、その分の話、再度の法面の崩落が起きないとはまでは言えないかもしれませんが、起きにくい構造であるという部分と、JRのBRTの路線に、路面から出てくる水をですね、1本現地の関係者の方と話をして、立会いの下に、1本水抜きを造って、そういった部分について説明をさせてい</p>

	<p>ただいて、ご本人さんや家族の方もですね、了解をいただいた上で工事をしたということですね、しっかり説明を受けておりますので、その分について、適切にされているということで理解しているところでございます。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>JRのほうは新しい工法というか、JRがよく使う工法で強度を増してくれて、そこは安心できるだろうということでお受けします。</p> <p>でも土砂、専用道を越してきた水、基本的に用水とか排水溝が変わらないかぎり、今回のような雨が降ったら、また、あの専用道の上を水が越して下りてくる。下りてくるけど、今度の工法の法面は強いから大丈夫です。そういうことだったら、その下に住む住民は安心して眠れないというか、今後子どもたちがまたそこに残って、村を支えていってもらわないといけないのに、住むことの不安があるかぎり、やっぱりそこを離れていくと思うんですよ。</p> <p>村としても、今回同僚議員が災害のことでいろんな、同じようなことを言っているんですけども、林道とか、そういうところの水の量が、以前と比べて確実に増えている。その水のせいで大変な思いをしている住民もいっぱいいます。</p> <p>住民が気付いているところはいいんですけども、気付いてない村全体の、従来の雨量では対応できるけど、今の雨量では対応できないところ、箇所とかいっぱいあると思うんですよ。</p> <p>そういうところを村で、全体で見直して、1回調査をしてですね、そういう対応をできるのであればお願いしたいのですが、そういうことは可能でしょうか、お伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>雨の降り方が変わってきたというのは報道等でも十分言われていることでございます。</p> <p>特に、元々九州は雨の多いところではございましたが、今ではもう関東、東北、あの辺りまで九州と同じような雨が降って、あちらのほうも防災対策が追いついていない。それはもう国が考えることではございますが。</p> <p>村としてはですね、そういった部分で、やっぱりどうすれば安全・安心な生活が送れるか。もう、これはやっぱり当然村として考えなければいけないところではございます。</p> <p>ただ、村全体を俯瞰して、どうすればいいかという部分については、河川についてはですね、いろいろと調査をしながらやっているところでございます。</p> <p>ただ、山から出てくる水、山の土砂崩れはもう自然が相手ですのになかなか難しいところではございますけど、やっぱりあふれる水をどうよけて行くかという部分についての対策をしなければいけないということはですね、感じているところであります。</p> <p>ただ、全体的に調査をしてというのは、非常に壮大な部分になってきますので、ここで分かりましたとは、なかなか言い難いものがありますので、これについては、やっぱりいろんな条件を加味しながら、今後の対策については考えさせていただきたいというふうに思っております。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>今、村長が言うように、全体的の調査とかは難しいかもしれませんが、一応声が上がっているところであったり、林道、人工物ができて流量が変わったところ、そういうところは1回見直して、住民が安心して暮らせるような村づくりにしていってほしいです。</p> <p>これで、質問を終わります。</p>

休 憩	
議 長	3時5分まで休憩します。  (14時54分)
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。  (15時05分)
議 長	5番 梶原伯夫議員の質問を認めます。 5番 梶原伯夫議員
5 番	今度の災害のことばかり、皆さんいろいろ質問されています。自分もそれにある程度は関係してくるんですが、まず、はじめに、3度目になると思いますけれども、鶴の迂回路についてでございます。 前言ったんですが、今度地区から要望書が出ていると思います。その月の15日までに出せば、次の月の初めには返事が返ってくるということでございますので、8月2日に出していると思います。結果が出ていると思いますので、その結果をお伺いします。
議 長	村長
村 長	議員さん言われるとおりですね、鼓北区長より要望が出されたところでございます。 要望の内容については8月の25日付で、区長さんに対しまして回答を送付させていただいているところでございます。 回答内容といたしましては、新規に迂回路と申しますか、道路の設置を整備する要望でありましたので、地形やルート、費用など、まだまだ整備の可能性について検討する部分もございまして、検討させていただきたいという旨の回答をさせていただいているところでございます。以上です。
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	だと思いましたが、これですね、言ったように、もう3度目になると思うんですが。 やっぱり地区ではですね、今度のまた大きい災害がありました。そういうところですね、やっぱり一刻も早く迂回路は造っていただきたいということで要望書を出させていただきました。 そういうことでありますので、前課長のときにドローンですね、地形の調査とかをやると言っていたいておりました。その結果も出ていると思いますが、そちらの結果はいかがでしょうか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	議員が申されたとおり、ドローンの部分ですね、測量を令和4年の3月までにはですね、一度実施している結果がございまして。その結果を、私のほうも確認させていただいております。 ドローンの測量の範囲としましては、農道の大木線から農道の久毛線の付近の範囲をですね、ドローン測量されております。そのドローン測量によって、その土地の地形の形状ですね、そういったところが、今、結果として出てきているという形でございます。 その中で、その地形を見ながら、どのようなルートが、例えば、この農道の大木線から久毛線を繋ぐルートとして最適であるか、いったところを、高さの関係を判断基準として、複数のルートを検討している結果が、伺ってございます。 その各結果をですね、見せてもらっておりますが、実際、やはり各種、実際はかなりの検討ケースのルートを出しておるんですけども、その中で、できるだけやはり

	<p>高低差が低くて、それで距離が短ければ、一番工事費等についてもですね、現実的なところも含めてですね、いいという話ではあるんですけども。</p> <p>そういったところで、実際見ていきますと、実際、各農道のところを繋ぐ平均的な勾配という形ですけども、それでも今、12%ぐらい、11%から12%ぐらいの勾配が平均的に、そのぐらいの勾配になってしまうということ。</p> <p>それから、場所、場所によっては、極地的な最大勾配というのがございますが、そうなりますと30度を超えるような、そのような勾配に各ケースともになっているという形でございます。</p> <p>ですから、ここを実際車両等がしっかり通行できるような、迂回路というふうな形にしますと、やはり今の地形なりのままでルートを作るというのは、なかなか難しいんじゃないかなというようなところは感じているところでございます。</p> <p>ですから、勾配が例えば30度とかございますと、そういったところについては、山などを削ってですね、そういった形で道路の縦断的な勾配を変化させないといけないというところがございます。</p> <p>そういったところのルートをいろいろと見ていくところではあるんですけども、そういう山を削らなきゃいけないとなってくると、かなりの大規模な工事になること。</p> <p>それから、実際、各農道の横には川も流れているところでございます。ですから、その川をですね、渡らないといけないというようなところもございますので、そのような橋梁ですとか、そういったものは必ず必要になってくるのかなというところでは、思っているところです。</p> <p>ですから、実際、この工事を実施するとなってくると、ルート選定、ここは、前の議会のときでしょうか、用地とかの提供とかも協力いただけるというような話もあってございますが、そういったルートが、どこが最適であるかといったことですか、そういったところもですね、今回測量結果を受けて、また地元のほうの皆様にもお示ししてないところもありますので、そういったところを踏まえてですね、地元の方々のほうにもですね、この結果などを見ながら、現地とかで確認していかないとはいけなかなというふうには思っているところです。</p> <p>実際、私も現地をいろいろ見てみたんですけども、この村道の先々、要は、農道がそれぞれ山のほうに向かっておりますが、それぞれに治山・砂防堰堤があるような状況でございまして、7月の10日の洪水時においては、その川がどうも氾濫しているというふうな形に見受けられます。</p> <p>ですから、その横を通っている農道自体もですね、実際大きな石などが流れ出て、それが堆積して通行がなかなか難しいといったルートでもありますのでですね、そういった上流側に施設があるところに、かつ迂回路を造らないといけないとなってくると、皆様の安全も確保しながらのルートというのを考えていかないとはいけませんので、そういったところをですね、しっかりと実現できるか否か、そこら辺をしっかりと協議をさせていただければなというようなことを考えているところでございます。</p> <p>調査結果については、以上になります。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>そういうふうで、もしルートとかがですね、いくつかできているのであればですね、早速でもいいですので、住民との話し合いを早急に持っていただきたいと、よろしくをお願いします。</p> <p>今度の大雨でですね、うちの地区は1棟住居が崩壊しまして、また、焼き物屋さんとか、他のところも土砂流入がございました。</p> <p>そういうときにですね、安全に逃げられる迂回路があればと思っておりますので、</p>

	<p>できるだけ早急に話し合いを持っていただきたいと思います。</p> <p>このように、先ほどからも議員さんいろいろ言われていますけれど、もう10年、50年じゃないんですよ。もうほんと6年だったり毎年だったりこの災害が起きてきますので、そのところを考えるとですね、早急に取り掛かっていただきたいと思うんですが、そのところの時期とか、今言った話し合いはすぐにでもできると思いますので、そういうことから始めていただきたいんですが、そういう時期なんか示していただけたら、大雑把で結構ですのでよろしくお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど議員さん申されました安全に避難できる道路という観点でですね、もっとやはり可能性についてですね、協議、検討は必要というふうには十分認識しているところでございます。</p> <p>ただ、時期的な部分については、一旦回答と情報の共有はさせていただきたいと思っています。</p> <p>具体的な部分については、少なくとも今年12月まではもう査定関係で農林建設課、これはですね、言い訳になります。査定関係で農林建設課、災害対策室、ぎりぎりで仕事をしている状況でございますので、情報共有はすぐ行わせていただきたい。その後の部分の検討については、やはりかなり時間を要する部分だと思っておりますので、もう少々、速やかにという回答をしたいと思っておりますけど、時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>できるだけ早い時期の回答をよろしくお願いします。</p> <p>6年前被災したところなんですけど、第2鶴橋からですね、久毛地区に行く村道があるんですが、その村道に水道管がまだ埋設されていなくてですね、水道管が露出をしているんですが、村道も通れないようになっているんですよ。</p> <p>だから、6年前の被災工事がまだ終わってないというところがあるんですが、どうしてかということと、この水道管はいつ頃埋設をしていただけるのでしょうか。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>議員申されている第2鶴橋から久毛地区への水道管についてなんですけども、現在は50mmの仮設の水道管がそのまま埋められずにいるという形になっているかと思えます。</p> <p>ちょっと、今までのところですと6年前からというか、今の現在埋設されてないという理由については、ちょっとすみません、私も今すぐここで答えすることはできませんが。</p> <p>この管につきましてはですね、実際の必要である管の径と言いますか、100mmになりますので、そちらの本管に変更させていただいて、今年度には埋設させていただくような形で進めてまいりたいと思います。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>それとですね、これ県の管轄になるから直接の返答はできないと思うんですが、県土事務所がですね、鶴地区内の大肥川に下りるところに梯子を付けてくれと言ってたら、それは付けると約束はしてくれているんですが、石垣の形状がとか、いろいろ言われるんですね。</p> <p>それは、なんでそういうことを今ごろ言うのかと。早くからここには、3カ所ぐらいは付けてくれと言ってたのに、場所がどうのこうの言うわけですね。</p> <p>そういう、何と言いますか、返答があっている、県からですね、あっていることに対して、行政のほうはどのように考えているのか。また、そういうところを、そこはつけるように約束できていれば早く着けるように指導はできないのか、お願いします。</p>

	す。
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>議員申されているような、梯子のような形の設置を3カ所といったところについてはですね、しっかり県土整備事務所のほうにも確認させていただいております、3カ所は設置するという形で考えておられるということでございます。</p> <p>今、3つのうちの1カ所はもう既に設置がなされているということで聞いておまして、あと残りの2カ所については、ここにということで、おそらく護岸のタイプですとか、そういったものでいろいろと何か設置の条件が、できる、できないとかがあっているのかもしれませんが、引き続きですね、この残りの2カ所についても、設置に向けてですね、地元協議をさせていただきたいということで、日程調整の準備をしているということでございましたので、そこもできるだけ早くですね、協議ができるような形で、私のほうからもですね、県土整備事務所のほうにもお伝えしながらですね、この残りの2カ所の部分について、設置の部分を進めていけるようにさせていただきたいというふうに思っております。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>よろしく願いしときます。</p> <p>さっき言ったように、この災害のことにも繋がってくるんですが、今度もでしたけど、災害時にですね、国道、県道、村道、いろいろなところですね、通行止めが発生するんですね。</p> <p>これが、どこが通れて、どこが通れないのかという、村民に対してもうちょっと詳しく、すばやく説明をしていただきたいんですね。</p> <p>なんでかという、実は通れるところだったのに、今まで通れなかったから遠回りをしたという村民がおられました。</p> <p>ですので、それは小石原から甘木へ行くときに江川のほうを通ると寺内のほうを通ると2カ所ありますよね。あれの片っ方だったんですけど、そういうふうに遠回りをしなくちゃいけなかったということですので、そういう通行止め解除、国道、県道、村道、併せてそういうところの解除もあるんですが、通れないところははっきりすばやく村民に説明をしていただきたいと思うんですが、そのところはいかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>今回の7月の豪雨災害については、国道211号線は、もうご存じのとおり通行止めになりました。</p> <p>このときにですね、防災無線等を通じて通行止めの放送はしたところですが、どこの区間からどこの区間までの通行止めかという部分が、県の発表等に準じて村のほうも行っておりましたので、ちょっと詳細に分かりづらいというのは、課題として言われるとおりでというふうに思っておるところでございます。</p> <p>ただ、いつ通れるのかという部分の観点についても、これも応急工事の関係、通れますよと言って、地元以外の方もついて来て工事に支障があるとか、何かいろんな条件があるので、基本的には県の情報以上のものについて、村が独自の判断で通れますというアナウンスをするということは、なかなかできないというのが現実でございますので、その分については、今回の分についても緊急車両のみが通行可とか地元関係者のみが通行可、そのときにはガードマンさんに、地元の人でどこどこにいきますとかいう部分を言ってくださいとかいう放送はですね、したところではあったんでございます。</p> <p>こういった形でどうにか、ただ、これね、こういう話をしたら、これまで通れますという話もなかなかしづらい部分がございますので、できるだけ分かりやすい放送と</p>

	<p>というのは心がけているところなんですけど、この道路の関係については、最終的には個別に問い合わせさせていただくしかない。あと、村のほうから放送する分については、できるだけ村民の人は通れるような形で放送したいというのはあるんですけど、通れますというのはなかなか言えない。</p> <p>供用開始を行うにあたって、県と警察の協議が整わないとアナウンスができないとかいうようなところもございまして、そこはちょっとご了解いただきたいというふうに思っているところであります。</p> <p>なかなかですね、難しいところではございますが、この分の放送については、そういった形で運営をさせていただいておるところでございます。以上です。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>仮設道路が、この国道でも一緒ですけど、ガードレールができないとまだ通れないとか、そういうところはよく分かっているつもりです。</p> <p>ですけども、結局生活道路として使ってあるからですね、村民だけにはどうにかならないかと思ったから質問いたしました。</p> <p>次ですが、今度もですね、やっぱりいろんな農地被害が多くありました。</p> <p>被災者ではですね、なかなかやっぱり自分のところが災害に遭ったら気が動転していると思うんですね。ですから、簡単な手続きもできないというより分からない、やれないと言う人もいると思います。被災箇所を見てもらったら、もうそれで役場には届けたから、それでいいんだと思っている方もいるんですね。</p> <p>そうじゃなくて、それからこういうふうに、いろんな手続きがありますよと。被災したら被災したで、あと自分たちでやるなり査定してもらったり、いろんな手続きとか対応の仕方があると思うんですね。</p> <p>そういうところを被災した皆さんにはですね、分かりやすく説明をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>災害対応の手続きということでご質問でございます。</p> <p>災害の規模やですね、先ほど言いましたように種類で、また、災害救助法や再建支援法の適用などですね、手続きの種類は変わってきます。</p> <p>今回の被災者への福祉的な支援制度につきましては、8月の広報誌及び村のホームページに掲載しておりますので、そちらのほうをご確認いただきまして、ご不明な点は役場のほうにご連絡いただければと思っております。</p> <p>先んじてですね、被災物の写真の近景とか遠景を撮っていただくことが重要なとは思っております。以上です。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	それは分かるんですよ。それは分かるんですけども、言ったように、それができない人がいるんですよ。分からない人がいるから、もう少し分かりやすく説明をできないか、ということをお伺いしているんですが。
議長	村長
村長	<p>被災を受けられた方、住宅に限らず農地災害等も先ほど申されました。</p> <p>その分については、基本的には、まず役場のほうに連絡があっているという時系列の中で、いろんな情報が入っておりますので、そういった部分の整理、また、災害直後、班に分かれて村内の被害状況、これは公共的な部分とか農地的な部分にはなっていないと思います。そういった部分の調査をしたうえで、申請等を行っていただいているところでございます。</p> <p>申請相談を受けたところにつきましては、きちんとそういった手続きのあり方等についてですね、電話なり窓口なりでそういった相談にですね、お答えをしているところ</p>

	<p>ろであります。手続きの方法とかですね。</p> <p>ただ、それ以前で、申請自体どこに聞けばいいかという部分についての方への救い上げというか、この部分については、正直言ってなかなかできていないというのが実情でございますので、これも、まずもって何らかの被害を受けた方はですね、役場のほうに連絡をしていただくことで1つのステップが始まるのかなというふうには思っておりますので、この分についての告知を十分、広報誌等では行いましたが、行き当たってないかな。</p> <p>その分については、集落支援員さんとかが回っておりますので、そういった中で、被害とかはちゃんと受けましたかとかですね、特に高齢者の方の声かけはされていると思うんですけども、そういった部分で落としと言いますか、見過ごしている部分がないか、こういった部分については、再度確認をさせていただきたいというふうに思っております。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>今言ったように、細かいところですね、「これくらいやけん、言わんでっちゃいいっちゃろ」とか思っている方もいらっしゃるんですよ。</p> <p>実際、被災したところに査定とか行ったら、もう言ったように、それで終わったと思っているんですよ。「俺、役場職員に言うとした」って、それで終わっているんですよ。</p> <p>だから、そうじゃなくて、今言ったように、査定とか行ったところとかは特にですね、後はこれこれ、こういう手続きをしてくださいということを説明してくださいって言うてありますので、そこのところはよろしく願いしておきます。後はいいです。</p> <p>次は、釜床用水路について伺います。</p> <p>これは、6年前に被災したんですけども、それから何回かボランティアさんとか来て、一応上げるのは上げたんですが。そうですね、3回、4回、5回ぐらいはまた被災したんですよ。</p> <p>言ったように、山が崩れてくるからそうなりたり、そうじゃなくて、上のほうの谷から土砂が入るから、そこはどうか止められないかと、係の方とは話しました。でも、結局どうにもならなくて、また今回も被災しています。</p> <p>今言ったように、小さい砂防かですね、治山でもしていただければいいのかなと思うんですが、しょっちゅうこういうふうになるとですね、6年のときにうちなんかビニールハウスが被災したんですが、今建て替えてもらったんですけど、利用できないんですよ、水がないから。</p> <p>だから、県からまた言われるんじゃないかなと、自分は思っているんですが、そういう用水路はあるんですが、そういうところどうにかありませんか。お伺いします。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>今おっしゃられたように、用水路等については大雨等でやっぱり閉塞するとか、水路が埋まってしまうという、多数ですね、こうした取水できない状況になっているところ、村内で確認させていただいているところです。</p> <p>実際はですね、各用水の管理者様のほうでですね、この維持管理をさせていただいているようなところございまして、どうしても今の現状ですとですね、こういう土砂堆積が多くて撤去ができないというような場所についてはですね、今のこの村の補助でいきますと、農業用の施設災害復旧事業という、仮工事といったものがございます。こういったものでそういう用水路のですね、土砂撤去だとか、そういったものを実施いただくような形という補助というのはさせていただいているところでございますので、そのようなものをご検討いただければというふうに思うんですね。</p>

	<p>実際おっしゃられるように、そういう元々の土砂の発生源とかを抑えられればというところではあるんですけども、そこです、ね、なんでしょ、ね、どこを抑えたら土砂が止まるのかといったところがなかなかです、ね、ちょっと今の、私のほうはちょっとそういうところがまだ把握できていないところもございいます。</p> <p>例えば、ここさえ止めれば、例えば土砂がこないというところがもしございましたら、そういったところをまたお伝えいただいて、対策等がもしできるのであればですね、考えてみたいというふうに思います。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>そういう話はですね、実際係の方とはやりました。</p> <p>でも、はっきり言います。返事がない。回答がない。</p> <p>ここをこうすればいいんですよって、話とってでもですね、後がないんですよ。だから、今度のことで同じです。</p> <p>狭い農地を一生懸命耕してるんですよ。だから、そのところを分かってもらいたいんですね。</p> <p>だから、ここがこうなっているから、こうすればいいって、せつかくそこで話し合いをしてるのに、その回答がないんですよ。</p> <p>だから、いろんなところでもあると思うんですけども、そういうふうに相談されたら、回答だけはせめて返してください。よろしくお願いします。</p> <p>前回のときも農地がやっぱり最後になりますよね。どうしてもそうなるんで分かるんですが、今言ったように、狭い農地を一生懸命耕しているからですね、農地のほうも気にかけていただきたいと。そのところはまた、重ねてお願いしときます。</p> <p>次に、今度また水害で被害を受けられたところの箇所を見ているとですね、前回対策ができていればと。前の議員が質問してましたけど、要するに、検証をしていただければ良かったなというところがあるんですね。</p> <p>元民芸村のところの前の焼き物屋さん、あそこまた被災をしたんですけども、6年前から相談をしていたと。ここをこう広げてください。曲っているところを真っ直ぐしてください。</p> <p>相談していたにもかかわらず、さっき言ったように返事がない、回答がない。それが一番、なんていうんですか、村民としては不安ですよ。相談してるのに何で返事がないとって。</p> <p>だから、そのところ、もう1回お伺いします。</p> <p>返事だけはしてください。よろしくお願いします。とうですか。</p>
議長	村長
村長	<p>すみません。やり取りを見ている中でですね、やっぱり返事というか、たぶん検討してはいると思いますけど、やはりそれが相手に伝わらなければ、検討も何もないというところはもう事実でございいますので、先ほどの分につきましては、ちょっと議会終了後もう一度確認を取って、必ず返事はさせたいというふうに思っております。</p> <p>農地災害が後回しという形ではないんですけど、29年災害の工事発注においても、やっぱり農地災害復旧、ずっと不落が続いたとかいう形もございいますが、災害復旧工事については、それぞれの箇所においてですね、班が分かれておりますので、きちり計画に基づいて発注、施工等は、きちり復旧をやっていききたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>あと、先ほども申されました、元民芸村の前のまるえい窯さんのところの水路、この件については、災害後すぐいろいろと村内を見て回る中で、ちょうどご主人さんと奥さんもいて、そういった話も伺わさせていただきました。</p> <p>この分について、営林署のほうと協議と言いますか、営林署のほうにも現地を確認</p>

	<p>していただいて、原因としては、国有林の土砂の崩壊によって水路が詰まったものというふうに考えられるということで、森林管理所において、9月中旬以降と言いますので、できるだけ速やかになると思いますが、応急の復旧工事を実施するということをですね、確認しているところでございます。</p> <p>そのときに、そこのご主人さんとも話したところではあったんですけど、根本的に山から来る土砂を止めるという方法と、1つは、その土砂をどう流すかという方法、その土砂を家のほうに入れない方法、そういった部分を考えながら、被害が最小限と、被害ができるだけ起こらないような対策をですね、あのときにもちょっと話をしましたけど、小規模治山という話になったら申し訳ないんですけど、そういった部分の制度を活用しながらですね、いろんな形を、いろんな相談を受け、協議をしながらですね、村が直接的にするというのは、なかなか土地の関係で難しいと思いますので、そういった判断でできる村の補助事業等をですね、活用していただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>村長と少しは話したということも聞いております。</p> <p>ですので、そういうところがですね、要するに公有地じゃないですか。</p> <p>だから、そういう何と言うんですか、水路等改良、公有地だったら案外話もスムーズに行くのかなと。私有地だったらですね、なかなか難しいと思うんですが。</p> <p>そういう話し合いにもですね、できれば行政も積極的に関わっていただきたいと、災害予防の観点からもですね。思うんですが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ごめんなさい、反問権ではございません。</p> <p>ちょっと質問の意味が分かりづらかったので、もう一度質問いただきたいと思ます。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>私有地じゃなくてですね、公有地だったら案外スムーズに行くと思うんですね。</p> <p>でも、今言ったように、私有地はいろんな話し合いがあるじゃないですか、私有地だから。</p> <p>だから、そういう話し合いにも行政の方が介入していただけないかということです。</p> <p>私有地と私有地の間の溝があるとするじゃないですか、用水路があるとする。それを広げる場合に話し合いをしなくちゃいけないですよ。そういう話し合いの場にも行政がちょっと入っていただけないかということです。第三者として。</p>
議 長	村長
村 長	<p>公共工事が絡む分については、当然村はですね、中心になって調整すべきものであると思っております。</p> <p>民地と民地の部分、災害復旧等に当たる部分については、やっぱり関わらなくてはいけないとは思っております。</p> <p>ただ、あまり入りすぎるとですね、境界争いとかいろんな形にもなってまいりますので、なかなかこの部分については、ちょっと難しいなということで、ちょっと回答がしづらい部分ではございますが、災害に関する部分、いろいろとありましたら、できるだけという回答もなかなか、正直言って難しいとは思っておりますが、ちょっと個別具体的な話の中で対応させていただきたいというふうに思います。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>行政はちょっと入りにくい結構です。申し訳ありません。</p> <p>その災害のほうの話は置いて、次に行きます。</p>

	<p>次にですね、診療所医療についてでございます。</p> <p>今度西日本新聞に出てたんですが、日頃から健康状態を診てくれて、必要なときは専門の病院を紹介する。そんなかかりつけ医の役割が法律で明確になったと出ておりました。</p> <p>先の国会です、改正医療法が成立して、かかりつけ医が身近な地域で日常的な診療や予防などの医療を提供する機能と初めて定義されたそうです。</p> <p>具体的にはですね、日常的な病気の対応のほか、休日や夜間の診療、在宅医療、介護サービスとの連携を挙げているそうです。</p> <p>そこで私が伺いたいのは、特に、今度のように災害発生時を含めて、東峰村の医療体制、だから東峰診療所の時間外診療等ですね、休日を含めて、東峰村の医療体制がどうなっているのか、お伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員さんおっしゃいますとおりですね、先の国会において改正医療法が成立し、令和6年4月から順次施行という形にされているところでございます。</p> <p>ご存じのとおり村立診療所でございますが、直接医師の募集は行っておりますが、なかなか難しいというところもございまして、現在、自治医大のほうから医師を派遣していただいているところでございます。</p> <p>派遣医師につきましては、福岡県との協定によりまして、勤務時間が、正直なところ午前9時から午後5時までと定められておりまして、現在時間外の診療というのは、診療所においては、協定の範囲内での運営になりますので、困難な状況というところは現実のところでございます。</p> <p>村の診療所の状況の実情としては、以上でございます。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>その協定は分かるんですが、テレビの観すぎかな、あるじゃないですか。村の診療所のお医者さんが夜中でもちゃんと診てくれると、いうようなところはあるからですね、そのような体制になれないかということなんです。</p> <p>診療所にも、要するに宿泊施設というか、お医者さんは住み込みで働けるようになっていないですか。</p> <p>だから、今のお医者さんとの協定はそうかもしれませんが、今後お医者さんと契約をする場合においてですね、時間外診療をしていただきたいと。そうすればですね、かかりつけ医にもなれると思うんですよ。</p> <p>乗合タクシーも動き出したことですし、便利も良くなったと思うんです。診療所にも通いやすくなったと思うんですよ。だから、そこのところも考えて、できたら時間外診療をできるような医師を雇っていただけるかどうか、最後にお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>これまでの自治医大から派遣いただいた医師の中にも、実際に診療所のほうにですね、居を構えていただいた方もおります。</p> <p>そのときには医師というか、先生の善意に頼っていたところで、ほぼほぼ時間外の相談というのはなかったと思いますが、かかりつけ医というものが明文化された。この中で言われているのは、地域医療、また大病院と言いますか、そちらのほうとですね、連携をきっちりやって、そちらのほうに繋ぐ体制を作らなければいけないという部分と、電話で、相談で済む分であれば、なんとか先生でも対応できないとか、今、ちょっと雑談的な話はしているんですけど。ちょっと制度上は、今の制度であるかぎり、ちょっと難しいなというところはございますので、これはちょっと悩ましいと言いますか、なんとか村民の医療に対する不安を取り除く、安心していただくという部分についてはですね、診療所また近隣の医師、そういった部分との連携、村内</p>

	<p>の医療機関でかかりつけ医の機能ができるのが最も理想ではあるんですけど、そういった部分のやり方については、また勉強と言いますか、協議と検討をさせていただきたいというふうに思っております。</p>
議長	<p>以上で、一般質問を終了します。</p>
散会	
議長	<p>これもちまして、本日の会議を終了します。  明日9月12日は、午前9時30分から決算審査特別委員会を開会いたします。  本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(15時50分)</p>

# 第4回 東峰村議会定例会会議録

令和5年9月14日  
( 第 4 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和5年第4回東峰村議会定例会議事日程

令和5年9月14日開議

開会宣言

議事日程報告

- 日程第 1 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 26号 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について
- 日程第 4 議案第 27号 令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について
- 日程第 5 認定第 1号 令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 2号 令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 3号 令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 4号 令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 報告第 3号 令和4年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について
- 日程第 10 請願第 1号 「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める請願書
- 日程第 11 請願第 2号 「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書

追加

日程第 1 議案第 28 号 工事請負契約の締結について

日程第 13 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	<p>ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(10時25分)</p>
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>日程第1 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員</p>
6 番	<p>専決処分のほうで、1つお尋ねしたいと思います。 22ページをお願いいたします。 4款1項3目環境衛生費の18節の負担金補助及び交付金のところの災害家屋等解体撤去補助金について、お尋ねしたいと思います。 2,200万計上されておりますけれども、この解体補助金を使われる件数ですね、大体何件程度の見積もりをされているのか、お尋ねします。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	こちらの18節の関係でございますが、全壊家屋としては3件、それから、全壊以下を10件ほど見込んだというか、予想して予算組みを立てております。以上です。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>全壊以下10件なんですけれども、決算委員会の折でもちょっとこの話は出てきたかなとは思いますが。 今回の補助金で使える部分に関しては、全壊以下の部分であったり、民家以外の部分であったり、ちょっとどういう区分になっているのか、もし、ご説明いただければと思います。 国の規定によるものと村独自でされている部分、6年前もあったと思うんですけれども、今一度その条件ですね、あるのであればご説明をお願いいたします。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>国庫補助に、要するに廃棄物対策事業にのせられるものとしましては、解体工事ですね。ものは、持家の全壊、家屋だけが補助にのせられるということになっております。</p> <p>そのことで、平成29年のときもですね、同様にしておりますが、その他はどうするかということで、持ち家の大規模半壊以下で半壊以上のものにつきましてはですね、村のほうで補助すると、解体につきまして。いうふうにしております。</p> <p>その他、倉庫とか小屋等もございますので、そちらのほうもですね、半壊以上を2分の1、こちらのほうは2分の1になりますけど、補助するような形になっております。</p> <p>ざっとですけど、以上でございますが。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>持ち家以外の被害も今回あったのが、あんまり持ち家の被害というのが、6年前と比べて少ない中で、持ち家以外の対応というのも、ある程度件数的には、比率としては上がってくるのかなというのは、10件ぐらい予算化されているとは思いますが、例えば、商業施設であったり農業施設等々、持ち家以外の区分というのが、結構いろいろされるのかなと思います。</p>

	<p>あくまでも持ち家に付随する部分であったりとか、そういった条件というのは定められているのでしょうか。</p> <p>あくまでも何かしらかの建屋を解体するという費用で、これを見ていただけるものなのか、その辺の何か決め方というかですね、条件的なものは設定されたものになっているのでしょうか。お尋ねです。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>基本的には被災した建物の住家と付属家という形にはなるとは思いますけれども。先ほど、また重複するかもしれませんが、全壊とそれ以外という形になります。全壊以外は、もちろん倉庫とか仕事場とか、そういうところも、展示場とかあるとは思いますが、あくまでも基準はですね、半壊以上の被災があるかというのが基準になります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>補足をさせていただきます。</p> <p>災害家屋の解体については、まず公費解体、これが国で全額出してくれる部分ですね。公費解体については、あくまで居宅住居の全壊という部分があります。住居の全壊に付属する倉庫とかですね、そういった部分については、もう一体ということで、公費解体の対象に含まれるということになります。</p> <p>それ以外で、あと半壊以上の大規模半壊から半壊の部分ですね、の居宅については、村のほうの補助制度を29年度に倣って、同じような制度をしております、これについては、村から補助を行うという形。</p> <p>また、もう1つ、倉庫とか単独の部分ですね、被災証明が取れる家屋で、概ね全半壊以上と認められる部分について、解体を行う場合ですね、これについては、先ほど課長が申しましたとおり、解体撤去費に対しての2分の1の補助を行うという形で、今回ですね、制度を立てつけさせていただいているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>22ページをお願いします。</p> <p>2款1項22目光地域情報通信費の中で、需用費として500万円が予算化されております。</p> <p>光ケーブル移設費にあります、これ水害を受けた光ケーブルだと思いますけども、その箇所数とか被害の内容とか、そういったものをお尋ねします。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちら光ケーブルの移設というところで、小石原鼓、鼓浄水場付近ですね、あちらのほうの光ケーブルのほうが被害を受けているというところで、今現在応急的にですね、仮設復旧はしておるところですけども、現状、あそこがまだ工事が入っておりませんので、工事が入るようになり次第ですね、本復旧をするところにしております。</p> <p>その本復旧費として、この金額を計上させていただいているものとなります。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	確認ですけど、じゃあ、鼓浄水場付近1カ所だけということでございますか。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	議員おっしゃるとおりですね、あの付近一帯の分ですね。あそこ1カ所というところになります。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>同じ22ページの民生費のところですが、12節の災害ボランティアコーディネーター委託。私たちの認識としては、社会福祉協議会が中心になってやっけていただいているとい</p>

	うふうに思っていたんですけども、どこに、どういう形で委託をされているのか、教えてください。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	この災害ボランティアコーディネーター委託ということでございます。 まだ委託しておりませんで、今から委託するところでございます。 こちらの予定ではですね、農業ボランティアのコーディネーター。実際、災害ボランティアと農業ボランティアと違いますので。 災害ボランティアはですね、社協さんのほうが主導で行っておりますので、その中にもそういう方はいらっしゃると思いますけど、それではなくて農業ボランティアのコーディネーターとして予算計上させていただいているところでございます。
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はございませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定いたしました。
日程第2	
議 長	日程第2 承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありますか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありますか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定しました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第26号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありますか。 8番 佐々木紀嘉議員
8 番	11 款の災害復旧費について、災害対策室長にお尋ねしたいと思いますが。 今回の災害復旧工事は改良復旧工事なのか現状復旧工事なのか、まずお尋ねをいた

	します。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	実際、災害復旧であればですね、原形復旧が基本的な原則となりますけど、被災の原因によってはですね、被災要因の除去とかですね、そういったものを今回は検討しながらですね、復旧工事を今から行っていきたいと思っております。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	24年災害、29年災害、そしてまた今回の災害と、3回同じようなところも災害に遭ったところがあります。 毎年災害が来るかもしれないような気象条件であります。そのような箇所が改良工事ということでならないのか、お尋ねしたいと思います。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	改良工事となればですね、災害復旧とは別になるんですが、また、予算を確保しながらですね、緊自債とかですね、そういったものを検討しながらですね、工事をやっていきたいと思っております。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	同じく43ページ、11款1項1目の災害復旧総務費の12節委託料の流木処理委託料に関してです。 この流木処理というものの自体が、流木を取り除く費用なのか、あるいは取り除いた流木自体を何かしら処理するための費用なのか、その処理方法、処理先の、こういった事業者になるのかも含めてお尋ねいたします。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	この流木処理委託料というのは、取り除いて、今ですね、宝珠山の村民グラウンドに置いております。その処理料を充てております。 その中で、処理していただく業者等につきましてはですね、今から検討してですね、お願いしたいと考えております。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	42ページをお願いいたします。 3款4項2目再建支援費、18節負担金補助及び交付金についてです。 災害義援金について、少しお伺いしたいと思います。 これまで災害義援金は、この予算に上がってくるものではなかったもので、なかなかこの議場で聞くということはなかったんですけども、今回、この基金から出て行くものなのでお聞きしたいんですけども、現状1回、配分委員会が行われているということを知っております。 現状の方針ですね、第1回目に配分されるものについて、どういうふうな方向性を付けられているのか、まずは、被害に遭われた住家の方々であったり、人的な部分への義援金というか配分ということになるのか、この3,000万という額が上がっているのか、ある程度商工事業者とか、一般質問で少し話はありましたけど、そういった部分まで広く含めたうえで1回配分されるのか、方針についてお伺いしたいと思います。
議 長	村長
村 長	この災害義援金につきましては、皆さんご存じのとおり、平成29年の際にですね、皆様から頂いた支援の義援金、これについては、歳計外義援金ということですね、会計を通さずにですね、させていただいた。どこもそういう立て付けにはなっているんですけど、その中で7,400万円ほど、最終的に6次配分まで行った後ですね、残った分を基金という形で積み立てさせていただいて、その後起こりうる災害、人的、住家等の災害にいたしまして、どうか速やかに手当てできる分について基金を造成

	<p>するという形で、議決をいただいたものでございます。</p> <p>というところで、基金である以上は一般会計、会計を通してするという形で、今回会計の中で、補正予算という形で上げさせていただいたというところは、ご承知のとおりでございます。</p> <p>その中で、具体的な第1次配分、配分委員会をですね、1回開催させていただきました。配分委員会を概ねの方針といたしましては、現在のところ、29年のときに6次配分まで行ったんですけど、今回については、大体基金の概ね半分、これはちょっと数字的にはですね、どうこうということはないんですけど、大体半分ぐらいを一時的に配分をするところで試算を行いまして、配分のやり方としては、3次配分をベースに行っているところでございます。</p> <p>全壊家屋については、金額については400万、詳細な部分については、また、広報誌等でお知らせする部分ではございますが、住家に対する被害、また、被災証明が出されておりまして、倉庫等に対する被災について、前回も3次の部分で10万円という分がございました。</p> <p>こういったところをですね、今、配分委員会の中で、方針として決定しているところでございます。</p> <p>商工の部分について、先ほど質問があった分については、今回のこの予算の中には、まだ入っていないというところでございます。</p> <p>その分の協議も行いましたが、まず、県のほうの再建支援がありましたので、そちらのほうの採択に向けて、村としては全力で取り組む。その中で、言ったとおり、その部分の上乗せになるのか、採択ができなかった部分に対してのすくい上げと言いますか、そういった部分をするのか、これについては、また今後の配分委員会の中で協議させていただきたいというところで、今のところは、方針としてはですね、決まっているところです。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>もう、これ3回目になってしまうので、次にしたい質問があるので、被せさせていただくんですけども。</p> <p>義援金の配分時期に関して、いつ頃を目安に第1次の配分を検討されているのかお聞きしたいのと、すみません、ちょっと次質問したかった部分が、41ページの2款1項6目企画振興対策費の委託料の宝珠山駅周辺整備に関する部分です。</p> <p>全員協議会である程度ご説明は受けていたんですけども、予算化されてきたということで、動きがあったんだと認識しておりますが、これについて、現時点で、どういった形で動いているのか。</p> <p>宝珠山駅自体をどうしていくのかという方向性と、全協で話された結果の部分が、今どうなっているのかという部分について、お尋ねしたいと思います。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>議員の前段の質問でございますけども、予算議決後、正直言うと、速やかに行いたいと思っております。スケジュール的には9月後半を考えております。以上でございます。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>宝珠山駅関連の分でございますけれども、今現在ですね、協議会等ですね、基本計画、こちらのほうの作成、そちらのほうをしているところでございます。</p> <p>まず、取り急ぎの分ですね、宝珠山に行くほうから今、検討を進めているところでございますけども。</p> <p>今、早期に進めている分、まず、宝珠山駅のほうをあたるというところで、宝珠山駅本体ですね、こちらのほうのリニューアルと周辺関係、こちらのほうを本年度設</p>

	<p>計のほうをさせていただいて、来年度施工したいというふうに考えております。</p> <p>それから、周辺整備、それ以外の分ですね、宝珠山駅周辺の全体の分になりますけれども、こちらのほうの全体の構想を策定するにあたり、今、あの辺が藪とかですね、地形等が上下にありますので、しっかりとした測量をしないと、計画自体を立てるときに、できないものを計画するというような可能性がありますので、その辺の測量等を行いまして、計画のほうに反映して、今年度まとめていきたい。</p> <p>今のところそういった感じで進んでいるところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>今の宝珠山駅関係の関連でございます。</p> <p>昨年ですね、第3回のワークショップをして、基本構想ができて、そして今年度は基本計画というふうに聞いて、私は大行司駅に近いのですね、基本計画は、駅周辺の方から代表者を選んで、その方たちを中心にそれぞれの駅の基本計画を作るというふうに、担当のほうから聞いて、大行司駅も私のほうに、どういった方が必要でしょうかということの問い合わせがありましたからですね、名簿は出させていただいたんですけど、まだ大行司駅は、メンバーは決まってないというふうに、先日は聞いたところですよ。</p> <p>決まっているところは、宝珠山駅だけが決まってて、会議もあったというふうに聞いています。それは、宝珠山駅はやっぱり急ぐ、そして大変広い敷地ということで分かるんですけども。</p> <p>ずっと前の計画を、私ずっと調べさせてもらったら、宝珠山駅の用地面積が約1万㎡ある。その内の中で東峰村が6,800、JRが4,200というふうに、その図面をですね、見せてもらいましたけど、その全体を測量するようになっているということでございますか、まずお尋ねします。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>基本的には全体を測量するということです。</p> <p>駅舎周辺とかあの辺まではですね、そこまで必要ないかなという部分もあるかと思えます。一応全体を通して測量して、確認をするというところにしておるところですよ。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>宝珠山駅はですね、昨年の基本構想の中で、誰でも楽しい県境の駅ということで、また、それにまつわる基本構想の図面がですね、全世帯に配布されています。</p> <p>それに則って基本計画が、これからまた煮詰められると思うんですけども、今回は測量だけで、まだ基本計画の策定までいくのかどうか、そこをお尋ねしたいと思えます。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>基本的に今年度ですね、3駅分すべての基本計画を策定するところで進めておりますので、そのようにというか、本年度できるところで進めているところですよ。</p>
議長	樋口議員、最後の質問になります。
2番	駅関係では最後ですが。
議長	いえ、駅関係ではなく、この部分については。
2番	補正では。
議長	はい。
2番	<p>分かりました。</p> <p>そしたらですね、ページを移します。</p> <p>43ページ、11款災害復旧費で、1項災害復旧、2目、3目、4目、6目ありまして、今回残念ながらたくさんですね、災害があつて、また担当部局は大変だと思えますけども、それぞれ工事請負費がですね、計上されております。</p>

	それぞれの目ごとの工事箇所数を教えていただきたいと思います。
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>被害報告を受けた分を確認して、県のほうに上げている数字をですね、報告したいと思います。</p> <p>まず、2目の公共土木施設災害ですが、30カ所、65工区です。</p> <p>その内訳としまして、河川が28カ所、63工区、道路が2カ所、2工区です。</p> <p>実際8月末にですね、この分は査定を受けております。</p> <p>続きまして、3目農地・農業用施設災害、農地の計といたしましては、410カ所、田が348カ所、畑が62カ所になっております。</p> <p>また、施設といたしまして、ため池4カ所、頭首工14カ所、水路90カ所、道路20カ所、橋梁3カ所、施設の計といたしましては、131カ所になります。合計541カ所になっております。</p> <p>農業用施設災害につきましてはですね、10月中旬から12月末にかけて、査定を随時受けていくところとしております。</p> <p>続きまして、4目林業施設災害、7カ所、10工区です。</p> <p>林道施設災害につきましても、11月中旬から査定を受けてまいります。</p> <p>6目地域防災がけ崩れ対策事業、2カ所、2工区。</p> <p>現在、この事業につきましては、国のほうに申請を上げまして、国との協議をさせてもらっていると頃でございます。以上でございます。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>先ほどの災害関係ですけれども。</p> <p>今回、先月で1億有余以上、今回の補正でも5億以上あるわけですね。</p> <p>今まで議会に対しての報告というか、どのくらい災害があつて、どのくらい行つていきたいとか、そういった報告がまるっきりないままで、今日、今質問があつたから、いくつの工程があつて、そして、今後どういったことをやりたいと、今、口頭で言われましたけれども、やはり全協なり、そういったしっかりした場で、この5年の災害がどんなふうな災害であつて、どんなふうに進める、そんなことをきちんと説明をしていただきたいと思いますが、そういったことはできないでしょうか。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>議員おっしゃられたように、災害の件については、今、全容をやつと取りまとめたというところでございます。</p> <p>この件につきましてはですね、箇所数、その辺を分かるような形でですね、また再度、ご説明させていただきたいというふうに考えております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>ぜひともよろしく願います。</p> <p>続いて、宝珠山駅について、質問したいと思います。</p> <p>今、お二方から宝珠山駅の質問がありました。周辺整備事業と駅舎のリニューアル、こういったことで、両方ともにその後のお金がかかるんでしょうけれども。</p> <p>リニューアルのほうですね、設計料が1,000万ということになると、本体工事が大体どのくらいの額に予想しているのか、お聞きします。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>リノベーションの施工費、今のところの予定ですね、まだ確定ではございませんけれども、9,000万程度、9,000万から1億ですね、こちらのほうを予定しているところでございます。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>日田彦基金が5,000万までということですよ。それ以外の予算は単費なのか、</p>

	それとも他の補助金等々があるのか、お聞きします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらのほうですね、日田彦基金もありますけど、それ以外で補助金等をですね、今、国それから県等とですね、一緒になりまして、充てられる補助金がないか、その辺の協議等をさせていただいているところでございます。</p> <p>こちらとしてはですね、今のところ車窓工ですかね、こちらのほうを対象にならないかというところで、働きかけ等を国のほうにも行っているところですけど、今、この前もちょっと国のほうと協議等をしましたけど、まだ内容等の要綱等が10月以降でないかと固まってないというところもございまして、現状では、まだ確認中というところでございます。</p> <p>ただ、あまり遅くなりましても、間に合わないということもございまして、できるところは今進めている。そういったところで、また、さらに、他に使えるものもないかというのを、同時にですね、当たったりということもですね、しているところではございます。</p> <p>できりだけですね、単費のほう、持ち出しが少なくなるようにというふうには考えているところでございます。以上です。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第26号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決いたしました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 議案第27号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第27号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>

日程第5～ 日程第8	
議 長	<p>日程第5 認定第1号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第6 認定第2号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第7 認定第3号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第8 認定第4号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、決算審査特別委員会に付託いたしました。</p> <p>決算審査特別委員会委員長報告書をお手元に配布しております。</p> <p>それでは、決算審査特別委員会の委員長の報告をお願いします。</p> <p>決算審査特別委員会委員長</p>
委 員 長	<p>決算審査特別委員会委員長報告をいたします。</p> <p>令和5年第4回東峰村議会定例会、9月11日、本会議において、決算審査特別委員会に付託を受けました件について、会議規則第76条の規定により、審査結果を報告いたします。</p> <p>付託を受けた案件は、</p> <p>認定第1号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>認定第2号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>認定第3号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>認定第4号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>以上の4件でありました。</p> <p>審査期日は令和5年9月12日、13日、14日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。</p> <p>審査の結果は、原案どおり認定するものと決定いたしました。</p> <p>決算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも併せて報告します。</p> <p>以上、付託を受けました案件について、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、決算審査特別委員会委員長報告がなされました。</p> <p>日程第5 認定第1号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」を、採決いたします。</p> <p>委員会報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することと決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第6 認定第2号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決いたします。</p> <p>委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することといたしました。</p>
議 長	<p>日程第7 認定第3号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算</p>

	<p>の認定について」を、採決いたします。 委員会報告書のとおり認定すること賛成の方は、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することといたしました。</p>
議長	<p>日程第8 認定第4号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。 委員会報告書のとおり認定すること賛成の方は、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することと決定いたしました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 報告第3号「令和4年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>このふるさと村については、決算説明会のときに担当者が来て、皆さん方聞いておると思いますが、私事ではありますが、入院をしておりましたので、説明の場に参加しておりませんでした。 敢えて今日、この場で少しお尋ねをしたいと思います。もちろんもう担当の職員はおりませんので、村長への質問になるかとは思いますが。 平成16年、17年ぐらいからオープンをしておりますこのふるさと村ですが、ほとんどの年度で赤字決算となっております。累積赤字は多額となっております。役員会等でどのような改善検討がなされているのか、お尋ねしたいと思います</p>
議長	村長
村長	<p>このふるさと村については、いろんな形で報告があつているところでございますが、役員会の中での協議といたしましては、やはり収入を得るためにどういう取り組みを行うか、というところを重点的に話していただいているところでございます。 それぞれ事業がございまして、やはり一番の収益が取れるところとしては特産品、それと水ですね、岩屋湧水。 岩屋湧水も、災害前に比較すると、今売り上げと言いますか、入るお金が大体半分ぐらいになっています。そこをどう上げていくか。それが元通りというか、例年ぐらいの金額になりましたら、ほぼほぼ赤字分の圧縮ができるような形にはなります。 特産品についても、今、Fコープさんやいろんな形でですね、取引があつている部分、ここを大事にして、どう広げていくか。 単純に新商品の開発という議題もあるようでございますが、そこについては、やっぱり十分見極めながら行うという形ですね、やはり収入のほうをどう上げていくかという部分についての部分、少ない職員の中でですね、頑張つてやっていただいておりますので、そこを重点的に役員会のほうでは、自分も参加させていただいておりますが、話させていただいているところです。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>今、村長から役員会等の改善、検討についての説明がありました。 この監査報告を読ませていただきますと、今回売り上げの増加と経費の抑制で、大幅に損失を改善したと、約マイナス300万ちょっとの赤字にはなっております。職員の努力は感じる場所ではあります。</p>

	<p>更なる努力をしていただいて、損失の改善と村の経済の発展のために努めていただきたいと思っておるわけですが、村長の考えをお尋ねしたいと思います。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>自分も役員会に入らせていただいている関係もございまして、まず一言目には、赤字脱却、黒字化を目指す。そのためにどういうことを行えばいいかという視点です、専務等とはですね、意見交換をさせていただいているところでございます。</p> <p>今年については、柵田親水公園がオープンして、その部分の収益等も、予測としては見ていたところではございましたが、ご覧の事情でございまして、その分についての修正等をですね、必要な部分ではありますけど、少しずつ、一歩ずつ、決して前年より悪い数字は出さないというところで、創意工夫をさせていただいているというところが、現状のふるさと村の中の共通の認識だというふうに理解しております。</p>
議長	<p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>先ほどの佐々木紀嘉議員と少し質問内容は重なるんですけども。</p> <p>ちょっと私は、視点として厳しい形で申し上げさせていただきたいというのと、社長の視点と、あと村長としての視点としてですね、お尋ねしたいんですけども。</p> <p>比較貸借対照表を見るかぎりでも、累積赤字がもう来年には、今期ですね、赤字を計上すると、もう累積赤字が1億円を突破してしまうというところになります。</p> <p>それをやっぱりどうにかしていかなければならないというところは、いろいろ努力されているところは分かります。今年度も会計上見るかぎり、赤字額の減少というのでも理解ができます。</p> <p>ただ、その要因が何なのかという部分をしっかり見ていくべきところで、特産品も頑張られているんですけど、この専務の説明の中でお聞きしたんですけども、特産品の中に移動販売車の委託料が入っていますということだったので、それが単純なる純増に繋がっているのかなという部分を感じて、その分で赤字額が圧縮されているというふうに、私はちょっと読み取らせていただきました。もちろん特産品は頑張っているのは分かるんですけども。</p> <p>プラスして、次年度、今期に関しては、ほうしゅ楽舎の委託料収入も入ってくるんじゃないかなと思います。</p> <p>現有の社員数で頑張られていらっしゃると思いますので、それ自体がプラスに変わってくるというのは非常に分かるので、おそらく来期、今期の決算を見ると、ほぼうまくいけばプラスになるんじゃないかなという感じはしているんですけども。</p> <p>トータルとして、じゃあ、このふるさと村が、村からの委託で成り立っていくような会社では、ちょっとどうなのかなという部分があります。</p> <p>要は、赤字部分が税金によって成り立っているというのであれば、やはりちょっと求めていくものが違うのかな。</p> <p>もちろんその便利良いところですね、そういういろんな村の隙間的な部分の事業を行っていただく事業者としては、非常にありがたいというのはあるんですけども、やはり求めたいところとしては、収益性を持って事業展開をしていただきたい部分があるのかなと思います。</p> <p>ちょっとその収益の比率として委託料、村からの委託というふうな収入が増えていくことに関しては、若干な違和感を持つんですけども、方針として、やはり収益事業を高めていく方向性があるのか、反対に、やはりもう村のそういったところを担う事業者がないので、そういった事業を担っていく企業に変わっていくのか、そういった方針については話されているのか、もしくは村としても、ふるさと村はそういうふうな立ち位置として、今後第3セクターとしての考え方としていくのか、その辺について、全体的な方針をお伺いいたします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>ふるさと村ですね、これまで16年に設立をして18年ぐらいになりますですかね、その中で、2年ぐらい黒字の年もあったんですけど、やっぱり黒字であった要因、その辺りについては、10年前ぐらいになるんですけど、きっちり分析をされていることとは思いますが。</p> <p>自分が村長に就任して、ふるさと村の代表という形になって。その指定管理についてはですね、それぞれの算定基準に基づいて行っている部分でございます。</p> <p>1つ、その移動スーパーが始まった、その委託料については、ほぼほぼ人件費と諸経費で消えておりますので、たぶん委託料については、あまりそれで収入が上がったというのはないんですけど、その分で販売をすることによる、いわゆる10%ですかね、その部分について、どう上げていくかということについては、常にお話をして、毎月数字を見ながらですね、やっているところでございます。</p> <p>どういうふうにやっていくかについては、先日来、この本議会でも議員さんのほうからご質問等があったところでございますので、特に災害のときにどうするのか、もうこれについては、災害のときこそやっぱりみんなの期待に応えなきゃいけないという形で、もうこっちがお尋ねするときには、もう既に日程を組んでですね、しっかり小石原地区はどうやって行くかとか考えていたところでございますので、やはり組織として、そういった部分についてしっかり考えていただいている。</p> <p>また、収益に関して申し上げますと、やはり収入が得られる部分について、しっかり取り組んでいって、それをどうホームページにしろですね、SNSを利用するにしろ、特に水に関しては、これまで災害以降、ほとんどPRもしてないんじゃないかというところも、反省として上がっておりますので、やっぱりそこが上がってくると、結構収益としてはですね、上がってくるところでございますので、補助金で黒字化を目指すというのは、基本的にありえないというか、それで満足というかですね、考えてはいけないというところは、認識としては共通で持たせていただいているところでありますので、いかに、先ほどから申ししているとおり、収入を増やしていくかというところ、公的な部分ではなくて、自らの努力による収入をいかに増やしていくかというところを、今、重点と申しますか、第一目標として考えていただいているところでありますので、今取り組んでいるところでございます。以上です。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号「令和4年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告」を、終了いたします。</p>
日程第10	
委 員 長	<p>日程第10 請願第1号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願書」を、議題といたします。</p> <p>紹介議員、高橋弘展議員の説明を求めます。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6 番	<p>地方財政の充実・強化に関する意見書の提出でございます。</p> <p>東峰村議会議長 伊藤均様。</p> <p>「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願書」</p> <p>請願者、福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425、自治労東峰村職員労働組合、執行委員長 井上大祐。</p> <p>紹介議員、高橋弘展。</p> <p>68ページの意見書の一部を読ませさせていただきます。</p> <p>今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う医療・介護などの社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、</p>

	<p>脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。</p> <p>しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。</p> <p>このため2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に対して、お配りした資料に記載のある事項の実現を求めるといった請願でございます。</p> <p>なお、内容については、1から10までございますので、どうぞお目直しをお願いいたします。</p> <p>70ページをお願いいたします。</p> <p>提出先は、衆議院・参議院の両議長、それから、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、及び内閣府特命大臣でございます。</p> <p>東峰村議会議長名で、以上の提出先に送付することをお願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>請願第1号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願書」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、採択することに決定いたしました。</p> <p>この意見書につきましては、後日、関係省庁に提出いたします。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 請願第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」を、議題といたします。</p> <p>紹介議員、佐々木孝議員の説明を求めます。</p> <p>3番 佐々木孝議員</p>
3番	<p>「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書</p> <p>東峰村議長 伊藤均様。</p> <p>請願者は、福岡県朝倉市堤1600番地の2、福岡県教職員組合朝倉支部、支部長 富安ひとみ。</p> <p>紹介議員、佐々木孝です。</p>

	<p>意見書については、朗読をもって代えたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書</p> <p>請願事項</p> <p>(一) 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討するとともに、加配教員の増員など教職員定数改善を推進すること。</p> <p>(二) 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。</p> <p>請願趣旨・理由</p> <p>学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>2021年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。</p> <p>一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。</p> <p>よって、国会及び政府におかれては、地方教育財政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、上記の措置を講じられるよう要請します。</p> <p>東峰村議会 伊藤議長名です。</p> <p>提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結します。</p> <p>採決します。</p> <p>請願第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」を、お諮りします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p>

	<p>よって、本案は、採択することに決定いたしました。 この意見書につきましては、後日、関係省庁に提出したいと思います。</p>
議長	<p>お諮りいたします。 ただ今、村長から、議案第28号「工事請負契約の締結について」が提出されました。 これを日程に追加し、追加日程1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。 ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第28号「工事請負契約の締結について」を、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。</p>
追加日程第1	
議長	<p>追加日程第1 議案第28号「工事請負契約の締結について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>議案第28号「工事請負契約の締結について」 東峰村防災行政無線再整備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。 よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。 令和5年9月14日提出、東峰村長名でございます。 契約の目的 工事 契約の方法 随意契約 契約の金額 2億9,689万円 契約の相手方 株式会社日本無線 九州支社 支社長 鈴木工 下のほうに備考としまして、工期並びに工事の場所、工事の概要を書かせていただいております。 なお、この工事についての説明をさせていただきたいと思います。皆様のお手元にA4の両面でお配りさせていただいております。 この工事につきましては、平成19年に東峰村全体の防災行政無線ということで整備をされております。これにつきまして、昨年11月に保守期間が終了しております。これらをすべてですね、更新するような工事でございます。 今回の工事の内容です、主な改善点としまして、こちらの右下に書いておりますように、防災のサーバー、音声放送と、下のメディアの連携した放送が可能ということで、現状では、各々に入力をしている分等をですね、1つのオペレーション、1回の作業で入力が可能になるというような、そういうシステムに改修されるものでございます。 それとですね、外部にあります拡声器、子局につきましてですね、現在では24時間の、停電時は24時間しか持ちなかつたものが、72時間、3日間ほどですね、その停電装置が、バッテリーが働くというような、そういったところもでございます。 あとは、すべてですね、その辺の更新を行わせていただくような工事でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。 議案第28号「工事請負契約の締結について」 質疑を行います。</p>

	<p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 樋口朗議員</p>
2番	<p>財源内訳をお尋ねしたいと思います。</p>
議長	<p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>財源内訳でございます。</p> <p>これにつきましては、緊急防災施設整備事業債のほうですね、全額充当しております、その内交付税措置がされるものが70%、交付税措置される見込みになっております。以上でございます。</p>
議長	<p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>村長、これ、お尋ねしますが。</p> <p>どこかで1回、こういうふうな更新をするという説明はされたんですかね。</p> <p>こういう工事内容ですが、もう。</p>
議長	<p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>当初予算時と、あと、全協においてもさせていただいたと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>予算と言えば欠席をしておりましたので、仕方ないんですが。</p> <p>外部スピーカーとかなんかは、もう現状のままで、この防災設備をしてしまうということなんですか。</p>
議長	<p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>外部スピーカー等につきましてはですね、新たに付けたものもございしますが、一番新しい形のもので、全部更新をさせていただくというような形になっております。</p>
議長	<p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>3回目ですので、最後の質問になりますが。</p> <p>従前から外部スピーカーがハウリングを起こしたりとか、聞こえないときもあると。そういうふうな、いろんな問題点は出しておったと思うんですね。</p> <p>そういうところの、今度のこういう設備によって改善がなされるのかどうかを、お尋ねしたいと思います。</p>
議長	<p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>一応その辺はですね、現状としましては同じような位置での更新になるかと思えますけども、その辺も含めて調査をしながらですね、今よりも改善するような形をですね、ちょっと工事の中で検討してまいりたいと思います。</p>
議長	<p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>ちょっと工事の契約内容的な部分で、お尋ねしたいんですけども。</p> <p>既設のものを使用するのと更新、また完全に替えてしまうという、新設するものが混在している事業になるんだと思います。</p> <p>これを、順次、契約期間内、工期の期間内に更新というか替えていきながら、運用も行っていくのか、あるいは工期の最後の時点で、完全なる更新という作業を入れて、すべてが替わるという形になるのか、どういった形の進め方をするのか、お尋ねいたします。</p>
議長	<p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>ある程度親局の機器替えが必要になってまいりますので、それはもう瞬時に切り替えるような形ですので、ずっと子局を使っとして、最後に切り替えるというような、そういった形になるかと思えます。</p>
議長	<p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>戸別受信機に関しても更新の色になっているので、替わるのかなと思います。</p>

	各家庭への戸別受信機が配布される形になるんだろうと思うんですけども、これも、要は、配布時期というのはもう最後のほうになってというか、そういった時期、切り替え自体が今年度中の3月末なのか、翌年度に越えてなのか、どういったタイミングでこの切り替えというのが行われるのか、お尋ねします。
議長	総務企画課長
総務企画課長	各戸に配布させていただいております戸別受信機につきましても、今回すべて更新というような形になるかと思えます。 これにつきましてもですね、やはり全体の工事が済んで、親局を切り替える時点で、そっちに移し替えると、そういった形にはなるかと思えますので、そういうスケジュール感で行こうと思っております。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	戸別受信機、現在使用しているものに関しては、回収をするところまで、この契約に入っているのか、回収というのはまた別であるのでしょうか。 回収自体は、回収せずに、各家庭で処分してくださいという話ではないんだろうなと思うんですけども、その辺はどうなっていくのか、ご説明をお願いします。
議長	総務企画課長
総務企画課長	当然こういったものは産業廃棄物になるかと思えますので、それは新しい無線機の受信状況も調査しながら、良ければ、前のを持って行くというような、引き上げるというような形を取らせていただこうと思っております。
議長	高橋議員、今の答弁はちょっと曖昧やったので。 6番 高橋弘展議員
6番	全部更新する話ですよ。全部引き上げるという話で、まず、よろしいんでしょうかというのと、引き上げたものは、良いものは選んで残しておくという話に聞こえたんですけども、全部、要は、廃棄処分という形で、新しいものは新しいものという、全く新しいものと今使っているものは別物ということによろしいんでしょうか。
議長	総務企画課長
総務企画課長	すみません、言葉が足りませんでした。 新しいものとすっかり交換して、古いものは引き上げるというような形をさせていただこうかと思っております。
議長	2番 樋口朗議員
2番	この工期の中の文書の中で、昨年11月で保守が終了しているというふうに書かれています。 今回新しく付ける機器は、保守はいつまでの契約になるのか、そして、その後どんなふうになるのかをお尋ねします。
議長	総務企画課長
総務企画課長	まず、保守がこの11月で終わったというのは、その部品自体がもうなくなって、保守ができないというような、そういう状況でございます。 保守の契約は毎年ですね、1年更新でさせていただいております。
議長	2番 樋口朗議員
2番	私たちが心配するのは、5、6年おきにまた、こういった多額の予算が必要かどうかというところが、一番心配なんですけど。 機器は日進月歩と言いますかね、どんどん進んできます。この6年後にまたこういったことが、将来必要か何か、予測はなかなか難しいと思うんですけども、役場としてどんなふうを考えているか、お尋ねします。
議長	総務企画課長
総務企画課長	前回、今付けておりますのが、16年経過しております。

	<p>ですから、それくらい今回の分もですね、頑張って持たせられればなというような思いではございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 28 号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第 13	
議 長	<p>日程第 13 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から、閉会中の継続調査申出がなされております。 お諮りいたします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長より、あいさつの申し出があります。これを許可いたします。 村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 9月11日から本日まで令和5年第4回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案等につきまして、原案どおりご可決、ご承認いただきましたことを、厚く御礼申し上げます。 一般質問や議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存でございます。 さて、地球が沸騰しているとまで言われた猛暑も、ようやく秋の訪れを感じるようになりましたが、まだ日中の猛暑は続いています。熱中症の対策は引き続きお願いしたいと思っているところであります。 今年度、デジタル化の取り組みの中で、デジタル地域商品券及びプレミアム付商品券の利用が9月1日から始まりました。皆様に利用していただき、ぜひ、DX、デジタルの恩恵を、高齢者の皆様こそ受けてほしいと思っているところです。 カードで使用している方も、スマートフォンで利用することの便利さを、なんとかして伝える仕掛けを考えているところであります。 9月7日までの一次販売で3,226万5千円の申し込みがあり、2,877万円の販売がありました。9月12日までに855万6千円の利用があったとの報告を受けております。</p>

	<p>まだ目標の4,000万には達していませんので、15日からは二次募集を行いますので、便利だなと感じていただいた皆さんに、周りの人にぜひ、広げていただきたいなど期待しているところであります。</p> <p>まだまだ暑い日が続くと思われますので、議員各位におかれましても、熱中症対策、感染症対策、健康管理に十分ご注意ください、お過ごしいただきますようにご祈念を申し上げ、私の閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、令和5年第4回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (11時45分)</p>
	<p>会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>